

第14章 通知、通達等

都市計画法による開発行為に伴うがけくずれ又は土砂の流出による災害防止について (50都第558号 50. 7. 31)	304
都市計画法による開発許可制度の運用について (54都第558号 54. 7. 14) 〈附属建築物関係〉	306
都市計画法による開発許可制度の運用について (54都第559号 54. 7. 14) 〈仮設建築物関係〉	307
都市計画法による開発許可制度に関する事務の運用について (56都第171号 56. 2. 26) 〈廃棄物処理施設関係〉	308
都市計画法第34条第1号に関する開発許可制度の運用について (61都第494号 61. 6. 16)	310
都市計画法第34条第8号の規定による「沿道サービス施設」に関する開発許可制度の運用について (61都第495号 61. 6. 16)	320
開発許可申請に係る提出書類の簡素化・統一化について (61都第398号 61. 9. 16)	321
都市計画法による開発許可制度の運用について (61都第672号 61. 9. 16) 〈法第34条第1号、第6号、第10号、第42条第1項、第43条第1項関係〉	322
都市計画法第34条第10号ロの運用について (62都第123号 62. 2. 13)	326
再開発型開発行為に関する開発許可制度の運用について (62都第670号 62. 9. 1)	327
都市計画法による開発許可制度の運用について (2都第876号 2. 11. 16) 〈法第34条第10号ロ、第42条第1項、第43条第1項関係〉	329

段階的開発に係る開発区域の捉え方について （5都第288号 5. 3. 29）	331
都市計画法による開発許可制度の運用について （5都第289号 5. 3. 29）〈法第33条第1号第14号項関係〉	333
都市計画法の一部改正による開発許可制度事務の執行上留意すべき事項について （5都第686号 5. 7. 15）〈法第33条、第35条の2、第47条第4項、第1種特定工作物、第45条、手数料規則関係〉	335
都市計画法第34条第1号に関する開発許可制度の運用について （6都第935号 6. 9. 28）	341
都市計画法第34条第8号の規定による「沿道サービス施設」に関する開発許可制度の運用について （6都第936号 6. 9. 28）	343
都市計画法第34条第10号ロの運用について （6都第937号 6. 9. 28）	345
行政手続法の施行に伴う開発許可制度等の運用上の留意事項について （6都第963号 6. 10. 4）	346
農家の二、三男等分家住宅の建築に係る開発審査会承認（許可）基準について （7都第358号 7. 3. 31）	353
都市計画法による開発許可制度の運用について （9都第386号 9. 4. 1）〈法第33条第1号第14号項、第34条第1号、第10号ロ、第35条の2、第42条第1項、第43条第1項関係〉	355
都市計画法による開発許可制度の運用について （9都第891号 9. 11. 27）〈分家住宅関係〉	358
都市計画法による開発許可制度の運用について （10都第248号 10. 4. 1）〈附属建築物、市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発、第42条第1項、第32条、開発登録簿関係〉	360
都市計画法による開発許可制度の運用について （11都第8号 11. 1. 5）〈廃自動車の積替え保管施設関係〉	363

二、三男等の分家住宅の許可に際しての運用基準の取扱いについて (11都第533号 11. 6. 10)	364
分家住宅の開発許可制度の運用について (11都第799号 11. 8. 2)	367
市街化調整区域における開発許可制度の運用について (13都第829号 13. 4. 2) 〈法第34条第10号ロ、令第36条第1項第3号ハ、法第42条第1項、第43条第1項関係〉	368
福島県都市計画法施行条例（平成11福島県条例第76号）第2条の規定によ市町村が処理する事務の実施について（13都第968号 13. 5. 18)	371
都市計画法に基づく開発許可制度の運用について（通知） (15都第408号 15. 8. 1) 〈附属建築物である車庫関係〉	375
市街化調整区域における開発許可制度の運用について（通知） (16都第1007号 17. 3. 15) 〈県施行の収用対象事業に係る市街化区域から市街化調整区域への建築物の移転関係〉	376
都市計画法に基づく開発許可制度の運用について（通知） (17都第312号 17. 6. 28) 〈非線引都市計画区域又は都市計画区域外の区域と市街化調整区域にまたがる開発関係〉	377
防災調整（節）池等における安全管理の徹底について（通知） (17都第938号 18. 1. 31)	378
福島県都市計画法施行条例の改正に伴う開発許可制度の運用について（通知） (19都第2482号 19. 3. 1) 〈法第34条第8号の4 分家住宅、収用対象事業の施行による移転、集会所等関係〉	380
都市計画法の一部改正に伴う同法第34条第1号に関する開発許可制度の運用について（通知） (19都第3546号 19. 11. 14)	384

各建設事務所長 殿

福島県土木部長

都市計画法による開発行為に伴うがけくずれ又は
土砂の流出による災害防止について（通知）

このことについては、昭和50年6月9日付50都第413号をもって通知したところでありますが、とくに台風等による降雨期をむかえているので、下記により災害の未然防止に万全を期してください。

なお、福島県自然環境保全条例による大規模開発行為に係る規制（本年3月廃止）に伴って指導を行った工事についても留意されたいので念の為申し添えます。

記

- 1 対象 都市計画法（以下「法」という。）による開発行為に関する工事及び県自然環境保全条例による大規模開発行為に係る指導を行った工事。
- 2 時期 特に台風等による降雨期の前
- 3 指導事項
 - (1) 当該開発行為に関する工事現場の監視を強化し、違反の事実等があれば、適正な措置をとるよう法による是正命令・勧告等を適時に行うこと。
 - (2) 法に規定する許可なくして開発行為に関する工事が行われることのないよう取締を厳にし、万一、無許可工事を発見したときは法により必要な措置をとること。
 - (3) 法による規制区域内のパトロールを強化し、災害発生が予想されるようなものについて、法により必要な措置をとるとともに、万一、急迫した危険が生じた場合の避難の実施等について関係機関（市町村・消防関係機関等）との連絡を密にしておくこと。
 - (4) 万一の災害発生に備え、災害防止関係資財等を用意させるとともに、大雨注意報等が発令されたときは、当該工事現場に作業員等を待機させパトロール実施等の措置をとらせること。
- 4 許可するにあたっての留意事項
 - (1) 法による技術的基準の運用にあたっては、とくに当該開発行為に関する工事の行われる区域の土質、周辺の地域の水理に十分注意して、擁壁及び排水施設の措置について適正な措置を講じさせること。
 - (2) 開発行為に関する工事途中の災害防止については、法に規定する許可の際、防災上必要な措置が講ぜられているか十分審査し、必要があるときはできるだけ台風期・梅雨期における工事を控えさせる等具体的に条件を附すること。
- 5 是正措置等の手続
法に係る工事に関しては、法第81条の規定による。この場合において、是正措置は当該違反者に対して聴

聞を経ないではなし得ないが、事態が急迫しているなど緊急を要するものについては、強力な指導により対処すること。

各建設事務所長 殿

福島県土木部長

都市計画法による開発許可制度の
運用について（通達）

このことについては、下記のとおり取扱うこととされたので運用に注意してください。

記

駐車場、資材置場等の土地の区域内に建築する管理事務所等は、その用途、規模及び機能等から判断して附属建築物（都市計画法施行令第22条第2号に定める附属建築物をいう。）に該当すると認められるものを除き、都市計画法第4条第11項の規定による開発行為に該当するものとして取扱うこと。

なお、単に管理行為のみを目的とする建築物（例えば、店舗又は店舗と事務所を兼ねる建築物及び営業所等を除く監視のための建築物等。）は、都市計画法第43条第1項の規定による建築行為の許可を要するものとして取扱うこと。この場合において当該建築物の用途、規模等が適切なものについては、都市計画法施行令第36条第1項第2号ハに該当するとして取扱って差し支えない。

各建設事務所長 殿

福島県土木部長

都市計画法による開発許可制度の
運用について（通達）

このことについては、下記のとおり取扱うこととされたので運用に注意してください。

記

都市計画法施行令第22条第1号及び都市計画法第43条第1項第4号の規定による「仮設建築物」とは一時的、臨時的に使用することを目的として建築する建築物又は季節的なものでその期間に限って使用することを目的として建築する建築物をいうのであり、建築後一定期間を経た後除却して、また建築する場合等は継続して使用される建築物に該当するので、その使用目的、規模及び構造のいかんにかかわらず、「仮設建築物」には該当しない。

なお、事務の運用にあたっては、建築確認担当部局と連絡を密にし、運用を適切に行うこと。

56都第171号
昭和56年2月26日

各建設事務所長 殿

福島県土木部長

都市計画法による開発許可制度に関する
事務の運用について（通達）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）による「ごみ処理施設」、「産業廃棄物処理施設」等の処理施設に係るこのことについては、別紙1により行っているところですが、具体的事務処理にあたっては、別紙2を参考にしてください。

（別紙1） （略）

(別紙2)

施設区分	規制を受ける処理施設の名称(内容)	建基法51条の規制の有無	都計法29条附則4項の規制の有無 (現行29条1項・2項)	都計法43条1項の規制の有無	都計法29条・43条1項の許可の有無
一般 廃 棄 物 処 理 施 設	ごみ処理施設(処理能力1日5トン以上) (廃法令5条1項) ごみ焼却施設・高速堆肥化施設・ 破砕施設・圧縮施設等	適用有 ※ 適用除外(自家処理する場合、建基法令130条の2の基準以下の場合、ごみ焼却場のみ)。 ※ 汚物処理場に該当する工作物の場合も、建基法令138条3項5号に該当するものは建基法令88条2項により建基法51条を準用する(都市計画区域のみ)。	許可を要しない。 ※ 破砕施設(クラッシャー・プラント)は、許可を受ける必要がある。 (都計法令21条22号の建築物であれば許可不要)。 (都計法令21条22号)	許可を要しない。 ※ 別棟で建築する管理棟及び職員の住宅等は原則として許可を要する。 (都計法第43条1項本文・令21条22号)	開発行為、建築・建設行為が土地収用法3条35号に該当すると認められる場合は都市計画法第34条第10号ロ又は同法施行令第36条第1項第2号ハの規定に該当するものとして取扱う。
	し尿処理施設 し尿浄化槽・嫌気又は好気性消化 処理施設・湿式酸化処理施設等				
(廃去8条)	最終処分場(面積が1,000㎡以上)(廃法令5条2項) (ごみ等の一般廃棄物を埋立処分する場所)	適用無 ※ 建築物・工作物が建築等されても適用はされない。	開発行為に該当しない。 ※ 建築物内で行うときは開発行為となり、許可を要する。 ※ 破砕施設(クラッシャー・プラント)は、開発行為となり、許可を要する。 (都計法令4条11項・令1条1項2号)	許可を要する。 ※ 建築物及び破砕施設(クラッシャー・プラント)を伴わない場合は、許可を要しない。	同 上
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	最終処分場 (廃法令7条14号)				
	その他の処理施設 (廃法令7条1号～6号・9号～13号) 廃プラスチック類処理施設 (廃法令7条7号・8号)	適用有 (建築物・工作物が建築等される場合は適用はされる。) ※ 適用除外 工場等の敷地内に位置する産業廃棄物処理施設で、当該工場等より排出される廃棄物に限って処理を行うもの(自家処理)は適用はされない。	許可を要する。 ※ 建築物内で行うものでなく又破砕施設(クラッシャー・プラント)でない場合は開発行為に該当しない。 (都計法令4条11項)	(都計法第43条1項・4条11項・令1条1号2号)	原則として許可しない。 ただし、都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの、又は建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可したものについては、都市計画法第34条第10号ロの規定に該当するものとして取扱う。 ※ 昭和48年3月28日建設省神計宅開発第17号建設省計画局宅地開発課長回答参照。
(廃法令12条5項2号15条)					

各建設事務所長 殿

福島県土木部長

都市計画法第34条第1号に関する開発許可
制度の運用について（通達）

このことについては、下記のとおり取扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の関係市町村には貴職より周知徹底されるよう願います。

記

1. 対象とする業種

対象とする業種はおおむね別表のとおりであるが、当該申請地周辺の市街化調整区域に居住する者を主たるサービス対象とする店舗に限られること。

2. 市街化区域からの距離

市街化区域からの距離が道程で1キロメートル以上であること。

ただし、自然的、社会的諸条件からみて、明らかに市街化区域と異なる日常生活圏を構成すると認められる地域においてはこの限りでない。

3. 立地条件

当該申請地を中心とする半径500メートルの円を描き、円内に50戸以上（自動車修理工場については、半径1キロメートルの円内に250戸以上）の人家が存在すること。（アパート等については入居世帯数で算定する。）同種施設が既に存しており既存施設を中心とした円と申請地を中心とした円が重なる場合、円の重なる部分については、その中に含まれる人家の戸数を重なる円の数で除し、同様の計算を行うものとする。

なお、同種施設とは、主たる取扱い品目に着目し、日本標準産業分類の細分類により区分を行うものである。

4. 接道要件

幅員4メートル以上の国県市町村道に面していること。

5. 敷地、建築物の規模等

敷地面積が500㎡以内であり、建築面積が過大でないこと。

また、住宅部分を併設する場合においては、業務の用に供する部分の延床面積が全体の延床面積の2分の1以上であること。

(別表)
大分類 I 卸売業、小売業、飲食店

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
53各種商品小売業	531百貨店	5311百貨店	衣食住にわたる各種商品の販売、常時50人以上の従業員使用	デパートメントストア	×	×
	539その他の各種商品小売業	5399その他の各種商品小売業	衣食住にわたる各種商品の販売、常時50人未満の従業員使用	よろず屋	×	×
54織物、衣服、身の回り品小売業	541呉服、服地、寝具小売業	5411呉服、服地、小売業		呉服、反物、服地、小切、裏地、らしゃ×下着類、靴下、足袋(5492)	○	○
		5412寝具小売業		ふとん、毛布、ふとん地、敷布、ふとん綿	×	×
	542男子服小売業	5421男子服小売業	製造小売	テーラーショップ×顧客所有の布地による仕立加工(7612)	○	○
		5422男子服小売業	製造小売でないもの	既製服、学生服、ジャンパー	○	○
	543婦人・子供服小売業	5431婦人、子供服小売業	既製、注文を問わぬ	婦人服仕立洋裁店	○	○
	544靴、履物小売業	5441靴小売業		靴、ゴム靴、地下足袋×中古靴(5889)、靴修理(8292)、スポーツ用靴(5851)	○	○
		5442履物小売業		げた、ぞうり、鼻緒	○	○
	549その他の織物、衣服、身の回り品小売業	5491かばん、袋物小売業		かばん、ハンドバック、袋物、トランク	○	○
		5492洋品雑貨、小間物小売業		装身具、ワイシャツ、下着類、ふろしき、タオル、足袋、靴下	○	○
		5499他に分類されない織物等小売業		洋傘、和傘、ステッキ、白衣	○	○

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
55 飲食料品小売業	551 各種食料品小売業	5511 各種食料品小売業		食料雑貨店	○	○
	552 酒、調味料小売業	5521 酒、調味料小売業		酒、塩、みそ、しょう油、食酢、砂糖、食用油脂	○	○
	553 食肉小売業	5531 食肉小売業	卵、鳥肉を除く	獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、内臓品	○	○
		5532 卵、鳥肉小売業		卵、鳥肉	○	○
	554 鮮魚小売業	5541 鮮魚小売業		鮮魚、貝類、冷凍魚	○	○
	555 乾物小売業	5551 乾物小売業	水産物、農産物の乾物	干魚、干びょう、ふ、こうや豆腐	○	○
	556 野菜、果実小売業	5561 野菜小売業		八百屋	○	○
		5562 果実小売業		果物屋	○	○
	557 菓子、パン小売業	5571 菓子小売業	製造小売	洋菓子、和菓子、干菓子、だ菓子、せんべい、あめ、まんじゅう、もち、アイスクリーム	×	×
		5572 菓子小売業	製造小売でないもの		○	○
		5573 パン小売業	製造小売	パン	×	×
		5574 パン小売業	製造小売でないもの		○	○
	558 米穀類小売業	5581 米穀類小売業		米麦小売業	○	○
	559 その他の飲食料品小売業	5591 牛乳小売業		牛乳スタンド	○	○
		5592 料理品小売業		そう菜屋、折詰、調理パン	○	○
		5593 茶小売業		茶、こぶ茶、コーヒー	○	○
5594 豆腐、かまぼこ等加工食品小売業		製造小売	豆腐、こんにゃく、納豆、つくだ煮、漬物、ちくわ	×	×	

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
		5595豆腐、かまぼこ等加工食品小売業	製造小売でないもの		○	○
		5599他に分類されない飲食料品小売業		氷、清涼飲料、インスタントラーメン	○	○
56自動車、自転車小売業	561自動車小売業	5611自動車小売業		自動車、中古自動車、附属品 ×二輪自動車(5621) 自動車整備(8111)	×	×
	562自転車小売業	5621自転車小売業		自転車、リヤカー、附属品、モーターバイク ×貸自転車(7521)、修理(8299)	○	○
57家具、建具、じゅう器小売業	571家具、建具、畳小売業	5711家具小売業	製造小売	家具、仏具、神具、洋家具、和家具、いす、机、テーブル、ベット、本箱 ×茶家具、花器(5799)、事務用家具製造(1711、1712)	×	×
		5712家具小売業	製造小売でないもの			
		5713建具小売業	製造小売	建具小売 ×表具屋(8241)	×	×
		5714建具小売業	製造小売でないもの			
		5715畳小売業	製造小売	畳、ござ、花むしろ ×畳裏返し(8299)	×	×
		5716畳小売業	製造小売でないもの			
	572金物、荒物小売業	5721金物小売業		金物店、刃物、くぎ、ほうろう、鉄器、アルミ製品	○	○
		5722荒物小売業		荒物屋、日用雑貨、ほうき、ざる、たわし、なべかま	○	○
	573陶磁器、ガラス器小売業	5731陶磁器、ガラス器小売業		瀬戸物、焼物、土器、陶器、磁器、ガラス器	○	○

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
	574家庭用機械、器具小売業	5741家庭用電気機械、器具小売業		ラジオ、洗濯機、電気ストーブ、テレビ	×	○
		5742家庭用機械、器具小売業		ガス器具、家庭用ミシン、石油コンロ、度量衡器	×	○
	579その他のじゅう器小売業	5799その他のじゅう器小売業		漆器	×	×
58その他の小売業	581医薬品、化粧品小売業	5811医薬品小売業		薬局、ファーマシー、ドラッグストア	○	○
		5812化粧品小売業		香水、ポマード、石けん、歯磨、合成洗剤 ×化粧道具(5492)	○	○
	582農耕用品小売業	5821農機具小売業		農機具、すき、くわ、畜産用機器、養蚕用機器、耕うん機	×	○
		5822苗、種子小売業		種苗、苗木、種子 ×種子栽培、販売(01、02)	×	○
		5823肥料、飼料小売業		化学肥料、有機質肥料、複合肥料	×	○
	583燃料小売業	5831ガソリンステーション		ガソリンスタンド	×	○
		5832燃料小売業		薪炭、練炭、たどん、石炭、プロパンガス	○	○
	584書籍、文房具小売業	5841書籍、雑誌小売業		書店、楽譜小売 ×貸本屋(7299)	×	○
		5842新聞小売業		新聞販売店、新聞取次店	×	○
		5843紙、文房具小売業		洋紙、帳簿類、ノート、万年筆、鉛筆、そろばん	○	○

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
	585スポーツ用品、がん具、娯楽用品、楽器小売業	5851スポーツ用品小売業		運動具、スポーツ用品、釣具	×	○
		5852がん具、娯楽用品小売業		おもちゃ、人形、模型、教育がん具	○	○
		5853楽器小売業		和洋楽器、ピアノ、三味線、レコード	×	×
	586写真機、写真材料小売業	5861写真機、写真材料小売業	付随してD. P. Eを行うことあり	写真機、写真材料 ×D. P. E (7613)	×	○
	587時計、メガネ、光学機械小売業	5871時計、メガネ、光学機械小売業	付随して修理、研磨を行うことあり	時計、メガネ ×時計修理(8291)、 メガネ修理(8299)、 光学機械修理(8211)	○	○
	588中古品小売業	5881骨とう品小売業		骨とう品	×	×
		5889その他の中古品小売業		中古衣服、中古家具、古道具 ×くず物回収(5069)、 中古自動車(5611)、 中古自転車(5621)、 古本(5841)	×	×
	589他に分類されない小売業	5891たばこ、喫煙具専門小売業	他の商品との小売を兼ねているときは、他の商品によって分類する	たばこ、喫煙具	○	○
		5892花、植木小売業		花屋、フローリスト ×造花(5899)、苗木(5822)	×	○
		5899他に分類されないその他の小売業		宝石、貴金属、美術品、名刺、印判、観賞用魚、碑石	×	×
59一般飲食店	591食堂、レストラン	5911一般食堂	主食の飲食店	食堂、大衆食堂	×	○
		5912日本料理店	特定の日本料理を飲食させる	てんぷら、うなぎ、川魚、精進料理、お茶漬、釜めし、沖縄料理	×	×

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
		5913西洋料理店		グリル、レストラン、フランス料理	×	×
		5914中華料理店、その他の東洋料理店		中華料理、上海料理、朝鮮料理	×	×
	592そば、うどん店	5921そば、うどん店		そば、うどん	×	○
	593すし屋	5931すし屋		すし	×	×
	594喫茶店	5941喫茶店		喫茶店、フルーツパーラー	×	○
	599その他の一般飲食店	5999その他の一般飲食店		大福屋、今川焼屋	×	○
60その他の飲食店	601料亭	6011料亭		料亭、割ぼう店、待合 ×割ぼう旅館(7311)	×	×
	602バー、キャバレー、ナイトクラブ	6021バー、キャバレー、ナイトクラブ		スナックバー、キャバレー	×	×
	603酒場、ビヤホール	6031酒場、ビヤホール		大衆酒場、焼鳥屋、おでん屋	×	×

大分類 L サービス業

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	
75洗濯、理容、浴場業	751洗濯業	7511普通洗濯業	衣服などの原形のまま洗濯する	クリーニング、ランドリー	○	○	
		7512洗濯物取次業	洗濯物の受け取り引き渡しを行う	洗濯物取次所	×	×	
		7513リネンサプライ	繊維製品を洗濯、使用させるために貸与	貸おしぼり、貸おむつ	×	×	
	752洗張、染物業	7521洗張業			洗張、湯のし、しみ抜き	×	×
		7522染物業			染物、京染、染直し	×	×

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	
	753理容業	7531理容業		理髪店、床屋	×	○	
	754美容業	7541美容業		美容院、髪結	×	○	
	755公衆浴場	7551公衆浴場業		銭湯	×	○	
	756特殊浴場	7561特殊浴場業		サウナ風呂	×	×	
76その他の個人サービス業	761写真業	7611一般写真業		写真撮影、写真館	○	○	
		7612商業写真業		商業写真、宣伝写真、出版写真	×	×	
		7613写真現像、焼付業		フィルム現像、焼付	×	×	
	762衣服裁縫修理業	7621衣服裁縫修理業		衣服裁縫、かけはぎ	○	○	
	763物品預り業	7631物品預り業		自転車預り、手荷物預り	×	○	
	764葬儀、火葬業	7641葬儀業			×	×	
		7642火葬業			×	×	
		7643墓地管理業			×	×	
	769他に分類されない個人サービス業	7691食品賃加工業			小麦粉賃加工 ×精米業(1261)	×	○
		7692古綿打直し業			古綿打直し ×製綿業(1494)	○	○
7699他に分類されないその他の個人サービス業				赤帽、易断所、観光案内、結婚式場	×	×	
81自動車整備業	811自動車整備業	8111自動車一般整備業		自動車修理、整備業	×	○	
		8112自動車車体整備業		自動車車体整備	×	×	

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
		8113自動車電装品整備業		自動車蓄電池修理業	×	×
		8114自動車タイヤ修理業		自動車タイヤ修理	×	×
		8115自動車、自動車エンジン再生業		自動車エンジン再生	×	×
		8119その他の自動車整備業		自動車ブレーキ修理、自動車洗車	×	×
82その他の修理業	821機械修理業	8211一般機械修理業		機械修理、内燃機械修理	×	×
		8212電気機械器具修理業		ラジオ修理、テレビ修理	○	○
		8213建設機械、鉱山機械整備業		建設機械整備	×	×
	822家具修理業	8221家具修理業		家具修理、いす修理	×	×
	823かじ業	8231かじ業		かじ、てい鉄修理、農機具修理	×	○
	824表具業	8241表具業		表具、ふすま張	×	×
	829他に分類されない修理業	8291時計修理業		時計修理	○	○
		8292履物修理業		靴修理、げた修理	○	○
		8299他に分類されない他の修理業		自転車修理、金物修理	○	○
	83協同組合	831農林水産業協同組合	8311農業協同組合		農協(各種事業を行うもの)	×
8312漁業協同組合				漁業(")	×	○

中分類	小分類	細分類	説明	内容例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
		8313水産加工業協同組合		(")	×	○
		8314森林組合		(")	×	○
		8315塩業組合		(")	×	×
	832事業協同組合	8321事業協同組合		織物協同組合(")	×	○

各建設事務所長 殿

福島県土木部長

都市計画法第34条第8号の規定による「沿道サービス施設」
に関する開発許可制度の運用について（通達）

このことについては、下記のとおり取扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の関係市町村には貴職より周知徹底されるよう願います。

記

1. 対象とする建築物

都市計画法施行令第29条の3第1号の規定による道路の円滑な交通を確保するための建築物等とは、道路管理施設、休憩所（ドライブイン）及び給油所（ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド）とする。

2. 適切な位置

(1) 市街化区域からの距離が道程で500メートル以上あること。

ただし、市街化区域内の沿道には既に建築物等が建ち並んでおり空地がない場合、又は用途地域に適合しないために市街化区域内に建築することが不可能である等の場合については、市街化区域内の申請地に最も近い建築可能な土地からの距離によるものとする。

(2) 同種施設間の距離が道程で500メートル以上あること。

ただし、4車線以上の道路又は分離帯の設置されている道路においては上下線を別の路線とみなし、道路の片側について500メートル以上離れていれば良いものとする。

3. 対象とする道路

対象とする道路は、高速自動車国道、一般国道、主要地方道である県道及びそれらと同等以上の規格及び交通量を有する縣市町村道とする。

4. 敷地、建築物の規模等

道路管理施設については、敷地面積、建築面積ともに過大でないこと。また休憩所、給油所については、敷地面積が500㎡以上であることとする。

なお、休憩所については、客席2に対し、駐車スペース1以上を設けるものとするが、大型バスを主たる対象とする休憩所にあつてはこの限りでない。

5. 昭和52年8月2日付、土木部長通達（52都第741号）は廃止する。

各建設事務所長 殿

福島県土木部長

開発許可申請に係る提出書類の 簡素化・統一化について（通達）

このことについては、下記により取扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の関係市町村には貴職より周知徹底されるよう願います。

記

1. 開発許可申請の添付図書等の簡素化

- (1) 都市計画法（以下「法」という。）第30条第2項に規定する法第32条の同意を得たことを証する書面について

河川、農業用水路等の管理権限を有しない水利組合、水利権者、農業用水使用関係者等公共施設の管理者でない者とは、必要がある場合においては開発許可手続とは別に十分協議、調整を行うよう指導し、同意書の添付までは義務付けないこと。

- (2) 法施行規則第17条第1項第3号に規定する法第33条第1項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類について

所有権、地上権、抵当権等当該開発行為の妨げとなる権利を有しない単なる開発区域の隣接地主並びに周辺住民等とは、必要がある場合においては開発許可申請手続とは別に十分協議、調整を行うように指導し、同意書の添付までは義務付けないこと。

- (3) 印鑑証明等について

同意書に添付する印鑑証明、土地登記簿謄本については、同意書作成時のもので足り、同意書の真意、権限に疑義がある等特別な理由がない限り新規のものへの取り直しは要求しないこと。

- (4) 法第33条第1項第12号の規定に基づく申請者の資力、信用審査の書類について

資金計画書、法人の登記簿謄本（個人申請の場合は住民票）、事業経歴書、納税証明書に統一し、当該開発行為が適正に遂行されるものであるか否かの判断が非常に難しい場合以外その他の書類の要求は行わないこと。

- (5) 法第33条第1項第13号の規定に基づく工事施行者の工事完成能力審査の書類について

法人の登記簿謄本、事業経歴書、建設業の許可証明書に統一し、当該工事が適正に遂行されるものであるか否かの判断が非常に難しい場合以外その他の書類の要求は行わないこと。

2. 図面に明示すべき事項の統一化

法施行規則第16条第4項に規定する現況図、土地利用計画図等について図面ごとの明示すべき事項の具体的な項目は当面別表に示すものによることとし、開発許可申請を行おうとする事業者にこれを徹底するとともに、これ以外の項目について図面に明示することを要求しないこと。

(別紙) (略)

各建設事務所長 殿

福島県土木部長

都市計画法による開発許可制度の 運用について（通達）

このことについては、下記により取扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の関係市町村には貴職より周知徹底されるよう願います。

記

1. 都市計画法（以下「法」という。）第34条第1号について

同条同号の規定に該当する業種として、はり、きゅう、あん摩等の療術業を追加する。

2. 法第34条第6号について

同条同号に規定する「事業活動の効率化」の判断に際しては、既存の事業の質的改善が図られる場合のみならず、事業の量的拡大を伴う場合も含めて許可の対象として取扱って差し支えない。

なお、「密接な関連を有する」とは、市街化調整区域に立地する既存工場に対して自己の生産物の5割以上を原料又は部品として納入している場合であって、それらが既存工場における生産物の原料又は部品の5割以上を占める場合等具体的な事業活動に着目して、生産、組立て、出荷等の各工程に関して不可分一体の関係にある場合をいうものであること。

3. 法第34条第10号ロについて

(1) (略)

(2) 法第34条第10号ロの規定により許可を受けた事業所において業務に従事する者の住宅、寮等で工場等の立地と一体的に計画されたものであって、当該住宅等が工場等と一体的に立地する場合又は既存集落内もしくは既存集落に隣接する地域に立地する場合のいずれかにあつては事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案の上、適切な規模を超えないものに限って、都市計画法第34条第10号ロの規定に該当するものとして取扱って差し支えない。

(3) 既存建築物の敷地の隣接地を宅地として拡張する場合（拡張する土地の面積が30㎡以内を除く）で、以下の要件に適合するものについては、法第34条第10号ロの規定に該当するものとして取扱って差し支えない。

なお、市街化調整区域に接した市街化区域内に既存建築物が存し市街化調整区域に敷地を拡張する場合においても、当該建築物が線引き以前より存在したものであり、市街化区域側に敷地を拡張できない相応の理由がある場合には同様の取扱いをするものとする。

① 既存敷地が狭あいである等、拡張するにやむを得ない理由があること。

② 主として居住の用に供する建築物の敷地面積にあつては、拡張後の面積が500㎡以内、その他の建築

物の用に供する面積にあつては、既存敷地面積の20%増しもしくは拡張後の面積が500㎡以内であること。

- ③ 建築物等の建築等を伴う場合にあつては、当該建築物の規模は家族数等に比して過大でないこと。
昭和54年8月20日付け、土木部長通達（54都第647号）は廃止する。

(4) 収用対象事業の施行により代替建築物を市街化調整区域に建築する場合において、収用対象建築物が市街化調整区域に存するときは1)の要件をすべてに、収用対象建築物が市街化区域に存するときは併せて2)の要件のいずれかに適合する場合には、法第34条第10号ロの規定に該当するものとして取扱って差し支えない。

- 1) ① 事業認可を受けている等、当該収用対象事業の施行されることが確実であること。
② 当該収用対象事業により建築物を移転もしくは除却せねばならないこと。
③ 地域の土地利用と調整のとれた開発であり、予定建築物についても、周辺の環境と調和のとれたものであること。
④ 敷地及び予定建築物が従前とほぼ同程度の規模であること（概ね10%増し以内）。ただし、従前の敷地が過小宅地である等やむを得ない理由がある場合についてはこの限りでない。その場合にあつても次の規模を超えてはならないものとする。

	主として居住の用に供する建築物	その他の建築物
敷地面積	500㎡以下の場合には500㎡	移転前面積の20%増し、もしくは500㎡以下の場合には500㎡
床面積	移転前面積の50%増し、もしくは150㎡以下の場合には150㎡	移転前床面積の50%増し

- 2) ① 密集市街地等により市街化区域内に適地を確保することが困難である場合。
② 線引き以前より市街化調整区域に土地を保有しており、あえて市街化区域に土地を求めさせる合理的事情に乏しい場合。
ただし、市街化区域にも土地を保有している場合にはこの限りでない。
③ 起業者において適当な土地をあっせんする場で、事前に許可権者と協議を行い了承を得た場合。

4. 法第42条第1項並びに法第43条第1項の規定による建築物の用途変更について

建築物の用途変更とは別表のイ欄相互又はロ欄相互の変更をいうものであること。

法第42条第1項の例外許可において、変更後の用途が法第34条第10号ロの規定に該当するものと思われるものについては事前に都市計画課に協議を行うものとする。

なお、以下の事例にあつては許可の対象として取扱って差し支えない。

- ① 居住の用に供する建築物で、相当期間（原則として10年間）適法に使用された後、やむを得ない理由により使用主体の変更を行う場合。ただし生計維持者の死亡、抵当権の実行等特にやむを得ない理由により用途変更を行う場合にあつては、相当期間経過しなくとも支障ないものとする。

なお、線引き以前より存在する住宅に係る使用主体の変更は許可を要しないものとする。

- ② 工場等で、相当期間（原則として10年間）適法に使用された後、やむを得ない理由により用途の変更を行う場合で、営業活動が従前と同程度であり（従業員数、活動内容により総合的に判断する。）かつ周囲

の環境に悪影響を及ぼさないもの。ただし倒産、営業不振等特にやむを得ない理由により用途変更を行う場合にあっては、相当期間経過しなくとも支障ないものとする。

なお、原則として改築等をせず、現在の形態のまま建築物を利用する場合に限る。

昭和54年7月20日付、土木部長通達（54都第577号）は廃止する。

(別 表)

イ	ロ
住 宅	①一戸建専用住宅（一般住宅） ② " （農家住宅、法第29条第2号該当） ③ " （分家住宅、法第34条第10号ロ該当） ④ " （収用移転住宅、 " ） ⑤長屋建専用住宅、共同住宅 ⑥ 寮 （法第34条第10号ロ該当） ⑦ " （ " 以外） ⑧併用住宅 ※併用住宅については、住宅部分以外の施設による区分を行うものとする。
公 益 施 設	①文教施設（法第29条第3号該当） ② " （ " 以外） ③社会教育施設（法第29条第3号該当） ④ " （ " 以外） ⑤医療施設（法第29条第3号該当） ⑥ " （ " 以外） ⑦社会福祉施設（法第29条第3号該当） ⑧ " （ " 以外） ⑨公共建物（法第29条第3号、第4号該当） ⑩宗教施設（法第34条第10号ロ該当） ⑪ " （ " 以外） ⑫交通施設（法第29条第3号該当） ⑬ " （ " 以外） ⑭公共事業施設（法第29条第3号該当） ⑮通信施設（法第29条第3号該当） ⑯ " （ " 以外）
農業漁業施設	①農林漁業施設（法第29条第2号該当） ②農林水産物貯蔵施設（法第34条第4号該当） ③農林水産物処理加工施設（ " ）

イ	ロ
鉱工業施設	① 鉱業施設（法第34条第2号該当） ② “（ “ 以外） ③ 火薬類製造、貯蔵施設（法第34条第7号、第8号該当） ④ 工場（法第34条第6号該当） ⑤ “（ “ 以外） ※工場については、日本標準産業分類の中分類による区分を行うものとする。
商業施設	① 店舗 ※店舗については、日本標準産業分類の細分類による区分を行うものとする。 ② 事務所 ③ 宿泊施設 ④ 倉庫 ⑤ 運動施設 ⑥ 観光施設（法第34条第2号該当） ⑦ “（ “ 以外） ⑧ 車庫、駐車場
特殊都市施設	① 卸売市場 ② と畜場 ③ 汚物処理場 ④ ごみ処理場 ⑤ 火葬場 ⑥ 産業廃棄物処理場
この他に (1) 「自己用の建築物」と「その他の建築物」の区分を行うものとする。 (2) 「法第34条第9号の既存の権利に係る建築物」と「その他の建築物」の区分を行うものとする。 (3) 「法第34条第10号ロで特殊な理由により許可された建築物」と「その他の建築物」の区分を行うものとする。	

5. 法第42条第1項並びに法第43条第1項の規定による建築物の建替について

既存建築物の建替を行う場合において、建替後の建築物の床面積の合計が従前のその1.5倍以下であるものについては、従前と構造及び用途がほぼ同一であれば許可を要しないが、主として居住の用に供する建築物の建替にあつては、1.5倍を超える場合であっても、建替後の床面積が120㎡以下であるものは許可を要しない「改築」として取扱うものとする。

(別紙) (略)

各建設事務所長 殿

土 木 部 長

都市計画法第34条第10号口の運用について（通達）

このことについては、下記により取扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の関係市町村には、貴職から周知徹底されるようお願いいたします。

記

- 1 収用対象事業の施行により代替建築物の市街化調整区域に建築する場合には、原則として同一行政区域又は都市計画区域内の移転であること。
- 2 昭和61年9月16日付61都第672号の土木部長通達中記3-(4)-2)-③「起業者において適当な土地をあっせんする場合は、事前に許可権者と協議を行い了承を得た場合」の承認要件については、次のとおりとする。
 - (1) 収用対象事業の対象となる地域が面的に広く、集落の大半が移転を要するなど生活の基盤が大きく変化するものであること。
 - (2) 移転希望地については、次の要件を満たすものであること。
 - ① 当該位置に移転する合理的理由があること。
 - ② 既存の集落内であるか隣接していること。
 - ③ 地元市町村が支障ない旨承認すること。
 - (3) 現住家屋及び宅地の補償によっては、市街化区域内に家屋を建築することが困難であること。
 - (4) 土地の取得については、起業者、土地取得者及び土地譲渡者間での三者契約によること。

各建設事務所長 殿

福島県土木部長

再開発型開発行為に関する開発許可 制度の運用について（通達）

このことについては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の関係市町村には、貴職より周知徹底されるよう願います。

記

1. 単なる区画の変更によって建築物等を建築等する行為の取り扱いについて

建築物等に際し、区画の分割又は統合を行うが、切土、盛土等の造成工事を伴わず、かつ、公共施設の整備の必要がないと認められるものについては、建築行為と不可分一体のものであり、都市計画法（以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為に該当しないものとして取り扱うこと。

昭和56年12月3日付、福島県土木部長通達(56都第1016号)中「主として区画の変更を伴う開発行為」は「公共施設の整備を必要とする区画の変更」と読み替えるものとする。

なお、要許可面積以上の敷地において区画の変更を行い建築物等の建築等を行うものについては、建築確認担当部局の審査に先立ち開発許可担当部局が開発行為に該当するか否かの判断を行うこととし、当該建築を行おうとする者の求めに応じ都市計画法施行規則第60条に規定する証明書を交付するとともに、建築確認担当部局と十分連絡調整を図ること。

2. 市街地におけるビル建設を目的とする開発行為や土地区画整理事業等の計画的な開発が行われた区域における二次的な開発行為（以下「再開発型開発行為」という。）に関する公園、緑地、広場（以下「公園等」という。）の基準の運用について

- (1) 建築基準法に基づく総合設計制度又は法に基づく特定街区制度により開発区域内に法第33条に定める基準を満たす公園等と同等の機能を有すると認められる公開空地等が確保され当該空地等を建築物の敷地として一体的に開発行為者が管理する場合にあっても、将来にわたって公園等として管理されることが確実な開発行為については、公園管理部局と協議の上、都市計画法施行令（以下「令」という。）第25条第6号ただし書の規定に該当するものとして取り扱って差し支えない。

ただし、これにより確保された公開空地等が、法第36条第3項の工事完了公告の後においても、駐車場等に転用されず、法に基づく公園等の機能を実質的に保つための条件を開発許可に際して付すること。

なお、総合設計の許可の事前審査と開発許可の事前協議手続は、建築確認担当部局と開発許可担当部局との十分な連絡調整を図りつつ並行して実施することとし、総合設計の許可が確実と見込まれる段階で開発許可を行うこと。

- (2) 土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業又は開発許可により面的な整備事業が施行された区域内の土地等、公園等が既に適正に確保された土地における二次的開発については、令第25条第6号ただし書の規定に該当するものとして、更に公園等を求める必要がないものとして取り扱って差し支えない。

3. 再開発型開発行為に関する道路の基準の運用について

予定建築物の用途が住宅以外のもの（敷地面積が1,000㎡以上のもの）に係る開発行為で、前面道路幅員が9m未満である場合であっても、次の要件のすべてに該当するものについては、令第25条第2号カッコ書の規定に該当するものとして、小区画で通行上に支障がない場合として取り扱って差し支えない。

- ① 予定建築物が建築基準法に基づく総合設計制度又は法に基づく特定街区制度の適用を受けて行われるもので、当該建築に際して総合設計の許可又は特定街区の都市計画決定に基づき、歩道状の公開空地等が主要な全面道路に沿い、当該全面道路に接する敷地全長にわたって適切に確保されていること。
- ② 幹線道路への接続距離が短いこと。
- ③ 開発区域の二面以上が幅員6m以上の道路に接していること。

ただし、これにより確保された公開空地等が工事完了公告後においても歩道としての機能を実質的に保つことを担保するための条件を開発許可に際して付すること。

なお、総合設計担当部局との所要の連絡調整等については、記2の(1)と同様に取り扱うこと。

各建設事務所長 殿

土 木 部 長

都市計画法による開発許可制度の運用について（通達）

このことについては、下記により取り扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の市町村には貴職より周知徹底されるよう願います。

記

1 都市計画法（以下「法」と言う）第34条第10号ロについて

(1) 収用対象事業の施行により代替建築物を市街化調整区域に建築する場合には、昭和61年9月16日付け61都第672号福島県土木部長通達（以下「部長通達」という）記3の(4)で許可の基準を示しているが、(4)中1)の④については今後は次のとおりとする。

④ 敷地及び予定建築物が従前とほぼ同程度の規模であること（概ね20%増し以内）。ただし、従前の敷地が過小宅地である等やむを得ない理由のある場合については、次の基準によるものとする。

主として居住の用に供する建築物	
敷地面積	移転前面積の20%増しが500㎡以下の場合には500㎡以内
床面積	次のうちいずれか大きい数字の範囲内 ア、移転前面積の50%増し イ、220㎡
その他の建築物	
敷地面積	移転前面積に応じて定める次の範囲内 ア、1000㎡未満の場合は100%増し（ただし、100%増しが500㎡以下の場合には500㎡） イ、1000㎡以上2000㎡未満の場合は、移転前面積に1000㎡を加えた面積 ウ、2000㎡以上の場合は50%増し
床面積	移転前面積の50%増し

(2) (1)以外の自己用住宅の床面積については、原則として220㎡までとする。

2 法第42条第1項及び法第43条第1項の規定による建築物の建替について

部長通達記5においては、主として居住の用に供する建築物の建替にあつては、1.5倍を超える場合であっても、建替後の床面積が120㎡以下であるものは許可を要しない「改築」として取り扱うこととしているが、今後は、1.5倍を超える場合であっても、床面積が180㎡以下であるものについては許可を要しない「改築」として取り扱うものとする。

3 他法令による許認可等との関係について

上述1・2の場合において他法令による許認可等を必要とする場合には、当該他法令による許認可等の基準も満たしている必要があること。

各建設事務所長
各委任市長 様

福島県土木部長

段階的開発に係る開発区域の捉え方について（通知）

このことについて、別紙のとおり判断基準を定めましたので、今後の事務執行については適正に行ってください。

（別紙）

段階的開発に係る開発区域の捉え方の判断基準

1 基本的解釈

開発行為が一団の土地で段階的になされる場合においては、同一主体が造成（開発行為）をする場合で、排水施設、道路及び公園等の公共施設（都市計画法第 4 条第 14 項に規定する公共施設をいう。以下同じ。）の利用状況が一体的であり、また安全対策上の措置が一体である場合で、なおかつ造成時期が近接している場合のように、一連の開発行為を一体的な開発行為として捉えることができる場合には、全体を開発許可の対象として取り扱うこととする。

なお、その場合においては、都市計画法（以下「法」という。）第 33 条の技術基準についても、全体で適合することを必要とする。

2 要件

以下の要件を全て満たす場合においては、一連の開発行為を一体的な開発行為として捉えることとする。

第 1 造成主体の要件

同一の造成主体（開発主体）であること。

ただし、便宜上造成を他の者に委託した場合や変更した場合等実質的に造成主体が同一視できる場合については、造成主体が異なったとしても、当該要件を満たすものとして捉えること。

第 2 公共施設等の要件

以下のいずれかの要件を満たす場合においては、公共施設等の利用状況が一体であるとする。

- ① 排水施設、道路及び公園等の公共施設の利用状況が一体であること。
- ② 現在の道路及び排水施設よりも、法第 33 条の技術基準に照らして道路及び排水施設の整備等を図ること

が、将来的な市街地形成にあたって望ましいと判断される場合。

- ③ 開発行為の工事を施行するにあたって、安全対策上地盤の改良、擁壁の設置等を一体的に施行しなければならない場合等、一体的に技術基準に照らして安全対策措置を講じなければならないと判断される場合。
- ④ 当該区域に都市計画が定められている場合で、当該都市計画に適合させるため全体を一体的な開発区域として捉え、全体で法第33条の技術基準に照らすことが必要と判断される場合。

第3 造成時期の要件

直前の造成等の開発行為が完了した後（開発許可を受けた場合は、法第36条第3項の規定に基づく完了公告後）、概ね5年以内であること。

第4 施行時期

この判断基準は、平成5年4月1日から施行する。

各建設事務所長
各委任市長 様

福島県土木部長

都市計画法による開発許可制度の運用について（通知）

都市計画法（以下「法」という。）第33条第1項第14号に規定する開発行為及び当該開発行為に関する工事の実施の際に妨げとなる権利（以下「妨げとなる権利」という。）については、原則として妨げとなる権利を有する者の全員の同意を開発行為の許可申請までに整えることを指導し、開発許可後における開発行為の適正かつ円滑な施行及び紛争の未然の防止等を図っているところである。

また、その一方で開発許可に関する事務処理のより一層の迅速化、合理化等を図り、開発許可申請者に対して適正な指導を行っていく必要がある。

については、法第33条第1項第14号に規定する妨げとなる権利については、実質的に妨げとなる権利であるかどうかを適切に判断するとともに、開発許可に係る事務処理の一層の適正化を図ることを目的とするため、下記のとおり運用することとしますので、了知願います。

記

1 段階的開発における妨げとなる権利の及ぶ範囲について

開発行為が一団の土地で段階的になされる場合については、以下の要件を満たすものであれば、段階的開発によって開発区域が一体となる場合において、既に開発行為がなされた区域に所有権等を有していても、妨げとなる権利を有する者に当たらないと解釈して差し支えないこと。

- ① 既に土地利用がなされている区域を、開発区域に取り込むこととなるが、実質的に開発行為が及ばない区域において、公共施設の新設又は改廃がない場合でなおかつ従前の公共施設の機能にも変更がない場合。
- ② 既に土地利用がなされている区域を、開発区域に取り込むこととなるが、実質的に開発行為が及ばない区域において、当該開発行為によって従前の土地利用がなんら制限されない場合でなおかつ当該開発行為の目的が、従前の区域の土地利用と同一の土地利用を目的とする場合。

2 妨げとなる権利を有する者の相当数の同意の解釈について

法第33条第1項第14号に規定する妨げとなる権利を有する者の同意については、原則として開発許可申請時までに当該権利を有する者の全員の同意を整えるよう開発許可申請者に指導することとするが、開発許可に際しての当該権利を有する者の同意の有無等の審査にあたっては、妨げとなる権利を直接的に妨げとなる権利と間接的に妨げとなる権利とに区分することとし、前者については、同意が得られない合理的理由が存在する場合を除いては、原則として当該権利を有する者の全員の同意をもって、また後者については、当該権利を有する者の3分の2以上の同意をもって、法第33条第1項第14号に規定する相当数の同

意として解釈して差し支えないものとする。

なお、直接的に妨げとなる権利及び間接的に妨げとなる権利については、以下のとおりとする。

(1) 直接的に妨げとなる権利とは、次に掲げるものとする。

- ① 土地については、所有権、地上権、永小作権、地役権、入会権及び賃借権等をいう。
- ② 工作物、建築物については、所有権及び賃借権等をいう。

なお、土地、建築物等が保全処分の対象となっている場合の保全処分した者についても含む。

当該権利については、直接に土地、建築物等（以下「目的物」という。）を支配し、かつ目的物を一定の限られた目的のために一時的に利用することができる権利であり、当該権利者に対して、権利の及ぶ範囲において当該権利が予定する法律効果達成のために排他的独占的に認められる権利である。

よって、当該権利を有する者の同意なしでは、権利が設定してある目的物を取得した第3取得者が、自分の意思で当該目的物を使用、収益することができないものである。

つまり、開発行為予定者は、当該権利を有する者の同意を得られない場合においては、開発許可の内容とおりに開発行為を施行することができなくなるため、開発許可をするにあたって、あらかじめ当該権利を有する者の同意の有無を確認する必要があることから、直接的に妨げとなる権利とするものである。

(2) 間接的に妨げとなる権利とは、次に掲げるものとする。

- ① 土地については、抵当権、先取特権及び質権等をいう。
- ② 工作物、建築物については、抵当権、先取特権、留置権及び質権等をいう。

当該権利については、目的物の債権の担保に供することを目的とする権利であり、当該目的物の物質的利用を目的とするものでなく、目的物の交換価値を目的にすることによって債権の弁済等を確保するための権利である。さらには、権利設定者が債務を弁済することや当該目的物の第3取得者が自らの意思で、当該権利を抹消するため法手段があるものである。

よって、開発許可の時点では当該権利を有する者の同意がなくても、開発許可の内容とおりに開発行為が施行できなくなる可能性は少ないと考えられるため、間接的に妨げとなる権利とするものである。

各建設事務所長
関係市町村長 様

福島県土木部長

都市計画法の一部改正による開発許可制度事務の
執行上留意すべき事項について（通知）

都市計画法及び建築基準法の一部改正等については、さきの平成 5 年 6 月 30 日付け 5 都第 595 号本職通知により、都市計画法の一部改正による開発許可制度の施行については、平成 5 年 7 月 12 日付け 5 都第 685 号本職通知のとおりであるが、改正後の同法第 3 章第 1 節並びに同法附則第 4 項及び第 5 項の規定による開発行為の規制等に関する事務の執行に当たっては、さらに下記の事項に注意のうえ、適正に行ってください。

記

1 開発許可の技術基準見直しについて

(1) 道路に関する基準

都市計画法施行令（以下「令」という。）第 25 条第 2 号但書きの運用については次の事項に注意すること。

- ① 開発区域内に新たに整備される区画道路については、開発者自らが設計し、築造するものであり、令第 25 条第 2 号本文所定の幅員に適合させることが困難な場合は想定されないことから、都市計画法施行規則（以下「施行規則」という。）第 20 条の 2 第 1 号により、令第 25 条第 2 号但書きの適用はないこととされたこと。
- ② 令第 25 条第 2 号但書きに適用対象となるのは、開発区域外の既存道路に直接接して行われる一敷地の単体的な開発行為であること。また、開発行為が既存道路に接して行われ、開発区域内に新たに区画道路が整備される場合については、当該既存道路には、令第 25 条第 4 号の規定が適用されること。
- ③ 令第 25 条第 2 号但書きの要件を満たすためには、敷地に接する既存道路が施行規則第 20 条の 2 の要件に該当し、かつ、「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造」を有することが必要であること。
- ④ 「開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難」とは、次のすべての事項について総合的に判断することになるが、その内容を例示すれば、以下のとおりであること。

イ 開発区域の規模

開発区域の規模が小さく、周辺の交通等に与える影響に比して令第 25 条第 2 号本文所定の幅員まで敷地の接する既存道路を一定の区間にわたり拡幅することに伴う負担が著しく過大と認められる場合等。

ロ 開発区域の形状

開発区域が偏平である場合等で開発区域内において、令第25条第2号本文所定の幅員の道路を配置することが、著しく困難である場合や、開発区域の既存道路への接続部分の間口が狭小である場合で、周辺の交通等に与える影響に比して令第25条第2号本文所定の幅員まで敷地の接する既存道路を一定の区間にわたり拡幅することに伴う負担が著しく過大と認められる場合等。

ハ 開発区域の周辺の土地の地形

開発区域の周辺にがけや河川等が存在しているため、令第25条第2号本文所定の幅員まで敷地の接する既存道路を一定区間にわたり拡幅することが、著しく困難である場合等。

ニ 開発区域の周辺の土地の利用の態様

既存道路沿いに建築物が連たんしている場合等。ただし、この「連たん」については、建築物の数のみで判断されるものではなく、拡幅に際しての用地確保の困難性（既存道路に接して周辺に建築されている建築物が堅固である等移転困難なものであること、拡幅が長区間にわたる等過大な負担と認められるものであるものと考えられ、ただ単に開発者側の都合（資金や工期等）で事実上拡幅できないというだけでは困難性は認められない。）等の要素を総合的に勘案して、一定の区間にわたり、令第25条第2号本文所定の幅員を確保することが「著しく困難」であるかどうかを判断するものである。

- ⑤ 「環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がない」について、以下のすべての条件を満たしていることが必要であり、必要に応じてセットバック等による道路の拡幅を求めることを通じて、当該区域において開発行為が行われることにより発生が予想される支障の除去に努めるものとする。

イ 環境の保全

良好な市街地の環境を確保する観点から、日照、通風、採光等の点で支障がないこと。

ロ 災害の防止

延焼のおそれのないこと。

避難活動上支障がないこと。

消防活動上支障がないこと（消防ポンプ車が進入可能であること、消防水利が適切に確保されていること等を考慮すること。）。

ハ 通行の安全

通過交通が少なく、かつ、1日当たりの車両の交通量も少ないこと（車両の交通量については、道路構造令に規定される計画交通量を参考とすること。）。

歩行者の数が多くないこと（商店が連たんして多数の買物客が往来する道路や多数の者の通勤、通学の用に供されている駅周辺の道路等は通常、該当しないと考えられること。）。

予定建築物等の用途が、多数の車両の出入りが見込まれるものでないこと（例えば、デパート、トラックターミナル等の大規模商業施設、大規模流通業務施設等は該当しないと考えられること。）。

ニ 事業活動の効率

事業用の開発行為の場合に、事業活動の支障を生じないこと。

- ⑥ 開発区域を含めた周辺市街地を良好な市街地として育成する観点から、都市整備担当部局と綿密な連携をとること。

(2) 公園、緑地又は広場に関する基準

令第25条第6号の「公園、緑地又は広場」及び同条7号「公園」は、多数者が集まる用途の開発行為については、環境の保全、災害の防止及び利用者の利便を確保するため必要なものであるが、法上、開発行為に伴い必要とされる公園、緑地又は広場は、開発区域内の利用者のために必要なものであり、広域的な観点から必要とされる公園については、別途公共側で整備するものであるから、例えば大学等の建設を目的とした開発行為における公園等の整備については、大学等の敷地内に、学生・教職員等の利用を想定した緑地又は広場等が当該大学等の計画に基づき整備されれば足り、専ら一般公共の利用に供する公園の整備まで要求されるものではないこと。

また、令第25条第6号及び第7号の適用がない「主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為」には、大学等の野球場、庭球場及び陸上競技場等に通常併設されると考えられる附属的な建築物が建設する場合が含まれること。

- (3) 開発区域の規模が原則として5ヘクタール以上の開発行為及び大規模店舗、配送センター、レジャー施設及び卸売市場等大量の道路交通の集中・発生が予想される用に供するものと開発許可権者が認める建築物等に係る開発行為の許可をしようとするときは、法第33条第1項各号に掲げる基準の運用に当たって考慮すべき事項について、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、公安委員会等の意見を聴取し、これを尊重するものとする。
- (4) 大規模開発に係る開発行為の許可事務を円滑に処理するために、他法令所管部局との横断的調整組織が設けられている場合には、当該組織に公安委員会等の職員が参画するように配慮すること。

2 変更の許可等の規定の整備について

変更の許可等の事務の執行に当たっては、次の事項に注意すること。

- (1) 適用対象となるのは、開発許可後、完了公告前の変更であること。
- (2) 当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更が行われる場合には、新たな開発許可が必要であること。
- (3) 変更の許可の申請に際して、令第23条に定める公益的施設管理者との協議については、以下の事項に注意すること。
 - ① 令第23条の規定は、開発行為を行う者に特別な負担を課す趣旨のものではないので、適切な運用を行うこと。
 - ② 令第23条に定める公益的施設管理者との再協議については、令第31条の2第1項各号に掲げる事項のほか、予定建築物等の敷地の配置を変更する場合についても、電気工作物及びガス工作物からは、それぞれ、電気設備に関する技術基準を定める省令第82条から第96条まで及び第130条から第141条までに並びにガス工作物の技術上の基準を定める省令第8条に規定する一定の離隔距離を保たなければならないという保安上の観点から、一般電気事業者及び一般ガス事業者に対して協議することを開発事業者に指導すること。
- (4) 設計の変更のうち、施行規則第28条の4第1号に掲げる軽微な変更該当するもの以外のものが頻繁に行われる場合については、個々の変更については、事前協議の活用等により逐一許可に係らしめず、一括して処理すること等により必要に応じて事務処理の合理化を図るよう努めること。
- (5) 変更の許可の申請等の手続きについて
 - ① 法第35条の2第2項に規定する建設省令で定める事項は、変更に係る事項、変更の理由及び開発許可の許可番号であり、当該事項を記載した申請書を許可権者に提出することとなるが、当該変更の許

可の申請書及び変更の届出の様式については、「開発許可申請書等の手続要綱」第7条及び第8条に規定する開発行為変更許可申請書（様式14）の表面及び開発行為変更届書（様式16）を廃止し、別添1及び別添2とすること。

- ② 変更の許可の申請書及び変更の届出書において、変更前後対照表を添付することとし、変更の前後の内容を明確かつ対照となるように記載すること。
 - ③ 変更の許可の申請書及び変更の届出書の添付図書は、当初の開発許可等の申請書の添付図書のうち、その内容が変更されるもののみを添付させること。
- (6) 変更の許可の技術基準について

変更の許可の技術基準については、特段の経過措置は設けないので、改正後の基準が適用されることとなるが、基準の適用に当たっては以下の点に留意すること。

- ① 変更の許可の申請に際しては、変更に係る事項のみ審査されるので、変更に係る事項に関する基準以外の基準は適用されないものであること。
- ② 施行前に開発許可を受けた開発行為を、施行後に変更する場合には、予測可能性、変更に至る事由及び開発区域の周辺の状況等により、改正後の基準を適用することが著しく不相当と認められる場合には、改正後の基準との厳密な適合を求めなくとも差し支えないこと。
なお、当該事項については、事前に都市計画課と協議すること。

(7) 他の機関との調整

- ① 大規模な変更（40ヘクタール以上の開発区域の位置の変更又は開発区域の面積が40ヘクタール以上増減し、かつ、開発許可権者が6,000人以上の人口の増減をもたらすものと認める変更（新たな開発許可を受ける必要があるものを除く。））である場合は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、地方運輸局長に協議すること。
- ② 開発許可権者が鉄道施設等の輸送施設の配置上の観点から問題があると認める場合（開発区域の面積の増減が40ヘクタールに満たないものであっても、住宅団地、超高層ビル等で敷地の規模、周囲の状況からみて、同等以上の人口増減をもたらすと認める場合）は、地方運輸局長が必要に応じ、意見を述べるができるようあらかじめ通知すること。
- ③ 臨港地区に係る開発行為等について変更の許可をするときは、港務局長等に連絡すること。
- ④ 開発行為の変更の許可と農地法に基づく農地転用許可については、昭和44年10月12日付け44農地B第3177号、建設省計宅開発第103号農林省農地局長、建設省計画局長覚書（開発許可等と農地転用許可との調整に関する覚書）に準じて、農地転用許可権者と十分な連絡調整を行うこととし、同覚書の記の1の(2)中「都市計画法第29条又は第43条第1項の許可」とあるのは「都市計画法第35条の2第1項の許可」と読み替えるものとする。

また、昭和48年2月24日付け48構改B第675号及び建設省都計発第19号農林省構造改善局長、林野庁長官、建設省都市局長覚書（都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に関する覚書）（別添3）は従来どおり効力を有するものであること。

- ⑤ 法第35条の2第1項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による変更の許可に際しては、開発許可担当部局は、林務担当部局とあらかじめ十分な連絡調整を行うこと。
- ⑥ 開発許可を受けた者が、法第35条の2第3項の規定（附則第5項において準用する場合を含む。）により軽微な変更をした旨を許可権者に届け出た場合には、遅滞なく、届出があった旨及び当該届出の内容を、当該開発許可に係る調整を行った農地転用許可権者及び県の林務担当部局に連絡すること。

5 開発登録簿の記載事項の追加等について

今般の法改正により、法第41条第2項但書き又は第42条第1項但書きの規定による許可等のあった旨を附記することとなったため、「開発許可等に係る事務処理要領」第19に定める開発登録簿（様式18）を廃止し、別添4とすること。

6 監督処分 of 改善について

法第81条の規定に基づく監督処分に係る事務の執行に当たっては、以下の事項に注意すること。

(1) 違反物件を譲り受けた者等に対する監督処分の適用について

- ① 法第81条第4項の規定による公示の後に、違反物件を譲り受け、又は使用権を取得した者については、通常、「違反の事実を知って」いたと推定されるのと考えられること。
- ② 昭和44年10月21日付け44農地B第3177号及び建設省計宅開発第103号農林省農地局長、建設省計画局長覚書（開発許可等と農地転用許可との調整に関する覚書）記の2の(4)及び昭和48年3月29日付け48林野企第34号、建設省計宅開発第16号林野庁林政部長、建設省計画局宅地部長覚書（森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案に関する覚書）記の3（別添5）は、改正後の法第81条第1項の規定による処分等についても適用があるものであること。

(2) 監督処分の公示制度について

- ① 法第81条第4項に規定する標識の様式については、別添6を参考とすること。
- ② 標識の設置場所については、違反物件の敷地内に限らず、見やすい場所を選定すること。
- ③ 法第81条第5項により、違反物件の敷地の所有者等は標識の設置を受忍すべきこととされたが、受忍義務に違反した場合については、別途、法第81条第1項により監督処分が課せられることがあり得るほか、公文書毀棄罪、公務執行妨害罪に該当するものと考えられること。
- ④ 監督処分の公示制度の趣旨を全うする観点から、開発登録簿に監督処分をした旨及びその内容を附記することとし、5「開発登録簿の記載事項の追加について」中の様式（別添4）によること。

7 その他の事項について

(1) 第一種特定工作物の範囲の変更

建築基準法の規定の改正により、以下のように、第一種特定工作物の範囲が変更されたので注意すること。

① クラッシャープラントの範囲の拡大

コンクリートプラント（法第4条第11項）、アスファルトプラント（令第1条第1項第1号）、クラッシャープラント（令第1条第1項第2号）については、従来、それぞれ、建築基準法別表第2（ほ）項第3号（13の2）、（へ）項第1号（21）、（ほ）項第3号（13）の用途に供する工作物が該当することとされていたが、今回の建築基準法改正により、それぞれ、別表第2（り）項第3号（13の2）、（ぬ）項第1号（21）、（り）項第3号（13）の用途に供する工作物が該当することとなり、かつ、クラッシャープラントについてはコンクリート又はアスファルト・コンクリートの粉砕施設が追加されたこと。

② 危険物の範囲の変更

建築基準法施行令第116条の表の危険物品の種類欄に掲げられている一部のものを、消防法第2条第7項に規定するものに改められたことに伴い、危険物の範囲が変更されたこと。

(2) 開発許可に基づく地位の承継の承認の運用について

自己業務の開発行為で1ヘクタール以上のものについては、法第33条第1項第12号の改正により、新たに申請者の資力・信用に関する基準が適用されることとなったことから、法第45条の規定に基づく開発許可に基づく地位の承継の承認に当たっても、当該基準の適合性の審査を行うこと。

(3) 福島県手数料規則の改定について

自己業務用の開発行為に適用される技術基準の追加及び変更の許可の規定の整備等に伴い、地方公共団体手数料令（昭和33年政令第330号）が改正されたため（施行令附則第9条）、福島県手数料規則（昭和39年福島県規則第31号）第1条第211号から同条第213号まで、同条第216号及び同条第217号の規定が改正され、特に第1条第211号及び同条第216号については、自己業務用の開発行為の場合の手数料が改定されたので注意すること。

(別添1～6) (略)

各建設事務所長
関 係 市 長 様

福島県土木部長

都市計画法第34条第1号に関する開発許可制度の運用について（通知）

このことについては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の関係市町村（都市計画法第86条第1項の規定により知事の権限の委任を受けた市を除く）に対しては、貴職より通知願います。

記

1 対象となる業種

対象とする業務としては、日常生活に必要な物品の小売業又は修理業、理容業及び美容業等が考えられるが、当該地域が近接する市街化区域の市街化の状況に照らし同種の状況にある地域においては、住民の利便の用に供するものとして通常存在すると認められる建築物の建築を目的とする開発行為は許可して差し支えないこと。

しかし、当該申請地周辺の市街化調整区域内に居住する者を主たるサービスの対象とすると認められる物品の販売、加工、修理又はこれに類する業務を営む店舗等に限られるため、市街化区域までの距離、建築物の用途、規模及び構造等を総合的に鑑み、当該市街化調整区域内に居住する者を主たる対象とする物品の販売、加工、修理等を営むための店舗であるかどうかの判断をすること。

2 市街化区域からの距離

市街化区域からの距離が道程でおおむね1キロメートル以上であること。

ただし、地形、地勢、地理等及び文教施設、公益施設、交通施設、利便施設等自然社会的諸条件からみて明らかに市街化区域と異なる日常生活圏を構成していると認められる地域であって、当該申請地周辺の市街化調整区域に居住する者へのサービスの対象に限られると認められる適切な位置に建築される場合にはこの限りでない。

3 立地条件

当該申請地を中心とする半径500メートルの円を描き、円内に50戸以上（自動車修理工場等当該店舗等の支持世帯の範囲を広げる必要があると考えられる場合については、半径1キロメートルの円内に250戸以上）の人家が存すること。（アパート等については、入居世帯数で算定する）

また、同種施設が既に存しており既存施設を中心とした円と申請地を中心とした円が重なる場合、円の重なる部分については、その中に含まれる人家の戸数を重なる円の数で除し、同様の計算を行うものとする。

なお、同種施設とは、主たる取扱い品目に着目し、日本標準産業分類の細分類により区分を行うものである。

4 接道条件

都市計画法令に規定する幅員を有する国縣市町村道に面していること。

5 敷地、建築物の規模等

敷地面積が、おおむね500平方メートル以内であり、建築面積が過大でないこと。

また、住宅部分を併設する場合においては、業務の用に供する部分の延床面積が全体の延床面積の2分の1以上であること。

各建設事務所長
関 係 市 長 様

福島県土木部長

都市計画法第34条第8号に規定する「沿道サービス施設」に関する 開発許可制度の運用について（通知）

このことについては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の関係市町村（都市計画法第86条第1項の規定により知事の権限の委任を受けた市を除く）に
対しては、貴職より通知願います。

記

1 対象とする建築物

都市計画法施行令第29条の3第1号の規定による道路の円滑な交通を確保するための建築物等とは、建築物等の用途からみて特別の立地を必要とするもので、特に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関係なく限られた範囲内に立地することにより、その機能を果たす建築物等であり、道路管理施設、休憩所（ドライブイン）及び給油所（ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド）がこれに該当する。

2 適切な位置

- (1) 市街化区域からの距離が道程でおおむね500メートル以上あること。

ただし、市街化区域内の沿道には既に建築物等が建ち並んでいるおり空地がない場合、又は用途地域に適合しないために市街化区域内に建築することが不可能である場合等については、市街化区域内の、申請地に最も近い建築可能な土地からの距離によるものとする事ができる。

- (2) 同種施設間の距離については、道程でおおむね500メートル以上あることを目安とするが、接することとなる道路の有する機能、自動車交通量、近隣の市街化区域の市街化の動向、許可申請地周辺地域の将来の土地利用計画、さらには、当該周辺地域への環境の影響等を総合的に判断し、適切な位置と認められる場合にはこの限りでない。

なお、同種施設間の距離を求める場合において、許可申請地が接することとなる道路が4車線以上の道路又は分離帯の設置されている道路においては、上下線を別の路線とみなし、道路の片側について同種施設間の距離の妥当性を判断して差し支えないこと。

おって、休憩所にあつては、休憩所の業種に関わりなく施設相互間の距離を計ることをもって、適切な位置であるかどうかを検討すること。

3 対象とする道路

対象とする道路は、原則として高速自動車国道、一般国道、主要地方道である県道とする。

ただし、当該道路と同等以上の規格等の構造、通過交通量を有するその他の県道及び市町村道で、沿道系の土地利用を図ることが特に支障がないと判断できる道路については、対象として差し支えないこと。

4 敷地、建築物の規模等

道路管理施設については、敷地面積、建築面積とも過大でないこと。また、休憩所、給油所については、敷地面積が500平方メートル以上とすること。

なお、休憩所については、客席2に対し、駐車スペース1以上を設けることを目安とし、大型バス等の駐車スペースをも十分考慮した土地利用計画であることとする。

各建設事務所長
関 係 市 長 様

福島県土木部長

都市計画法第34条第10号口の運用について（通知）

収用対象事業の施行により代替建築物を市街化調整区域内に建築する場合の取り扱いについては、昭和61年9月16日付け61都第672号（以下「61通達」という。）、昭和62年2月13日付け62都第123号及び平成2年11月16日付け2都第876号本職通達のとおりですが、さらに、公共事業の円滑な執行及び被収用者の生活権及び営業権の保障と十分調和を図る必要があることから、下記のとおり運用することとしますので、今後の事務の執行にあつては適正に行なってください。

なお、貴管内の関係市町村（都市計画法第86条第1項の規定により知事の権限の委任を受けた市を除く）には貴職より周知徹底されるよう願います。

記

- 1 収用対象事業の施行により代替建築物を市街化調整区域に建築する場合において、収用対象建築物が市街化区域に存するときは、61通達中記4の(4)の1)の要件を全てに該当する他に、次の要件のいずれかに適合する場合には、都市計画法第34条第10号口の規定に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。
 - (1) 密集市街地等により市街化区域内に適地を確保することが困難である場合。

なお、当該密集市街地の範囲については、従前の日常生活圏内において適地を確保することの可否を判断して差し支えないこと。
 - (2) 被収用者において従前より代替予定地としてではなく、市街化調整区域内に、周辺の地域の土地利用と調和のとれた適切な土地を保有しており、あえて市街化区域に求めさせる合理的事情に乏しい場合。

ただし、市街化区域にも土地を保有している場合にはこの限りでない。
 - (3) 起業者において適当な土地を斡旋する場合で、事前に許可権者と協議を行い了承を得た場合。
- 2 上記1の(3)の承認要件については、次のとおりとすること。
 - (1) 収用対象事業の移転対象となる建築物の数が多く、当該収用対象事業の円滑な執行と被収用者の生活権及び営業権の保障の調和を図る必要があると認められること。
 - (2) 移転希望地については、次の要件を満たすものであること。
 - ア 当該位置に移転する合理的理由があること。
 - イ 既存集落内であるかまたは当該既存集落に隣接していること。
 - ウ 地元市町村長が支障がない旨承認すること。
 - (3) 現在家屋及び宅地の補償によっては、市街化区域内に家屋を建築することが物理的に困難であること。
 - (4) 土地の取得については、起業者、土地取得者及び土地譲渡者間での三者契約によること。

各建設事務所長

関 係 市 長 様

(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市)

福島県土木部都市局都市計画課長

行政手続法の施行に伴う開発許可制度等の運用上の留意事項について（通知）

行政手続法の施行に伴う開発許可制度等の適切な運用等については、平成 6 年 10 月 4 日付け 6 都第 962 号土木部長通知のとおりですが、行政手続法の施行に伴う開発許可等に関する事務の運用に当たっては、更に下記の事項に留意の上、適切な事務執行を行なって下さい。

なお、各建設事務所長におかれましては、都市計画法第 86 条第 1 項の規定に基づき知事の権限の委任を受けた市（以下「委任市」という。）を除く貴管内関係市町村に対して、周知徹底されるようお願いいたします。

記

1 申請に対する処分について（第 2 章関係）

(1) 申請に対する処分について

申請に対する処分については、行政手続法（以下「法」という。）第 2 章の規定が適用されることとなるが、以下のものは、これに該当する処分と解されること。

- ・都市計画法第 29 条に基づく許可
- ・都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可
- ・都市計画法第 37 条第 1 号に基づく認定
- ・都市計画法第 41 条第 2 項ただし書きに基づく許可
- ・都市計画法第 42 条第 1 項ただし書きに基づく許可
- ・都市計画法第 43 条第 1 項に基づく許可
- ・都市計画法第 43 条第 1 項第 6 号ロに基づく確認
- ・都市計画法第 45 条に基づく承認
- ・都市計画法附則第 4 項に基づく許可
- ・都市計画法附則第 5 項により準用される同法第 35 条の 2 第 1 項、第 37 条第 1 号、第 41 条第 2 項ただし書き、第 4 2 条第 1 項ただし書き及び第 45 条に基づく許可、認定及び承認

(2) 申請に対する処分以外（準法律行為的行政行為）について

以下に掲げる行政行為は、法に規定する申請に対する処分に該当するものではないが、法の立法の趣旨に踏まえ、適切な運用に努めること。

- ・都市計画法第 36 条第 2 項に基づく検査済証の交付
- ・都市計画法施行規則第 60 条に基づく書面の交付

(3) 審査基準の策定等について（法第5条関係）

① 審査基準について

法第5条は、審査基準の策定等について定めているが、これは、上記(1)に掲げる処分ごとに、これまでの建設省及び県から発せられた通達等、過去における審査実績等を踏まえ、開発行為等の目的・規模・位置、周辺の土地利用状況、申請者の属性等により可能な限り具体的なものとする事とされており、本県においては、基本的には福島県都市計画協会から発行されている「都市計画法による開発許可制度の手引き」（以下「手引き」という。）等の内容がこれに該当すること。

② 審査基準の備え置き等について

法第5条第3項に規定する審査基準を公にすることについては、少なくとも、審査基準を収録する法令通達集等及び手引きを建設事務所及び市町村に備え置き、かつ、申請者等の求めに応じてこれを提示することにより行なうこと。

これは、委任市はもちろんのこと開発行為等の許可申請書の受理等を委任されている市町村においても同様の措置を講じることが適切であること。

(4) 標準処理期間の設定等について（法第6条関係）

① これは、上記(1)における申請に対する処分については、標準処理期間の設定すべきこととされているが、開発行為等の標準処理期間については、許認可等事務に係る標準処理日数に関する規定（昭和58年12月27日福島県訓令第20号。以下「規程」という。）に定められているとおりである。

なお、都市計画法第35条の2第1項に基づく許可、同法第41条第2項ただし書きに基づく許可及び同法第43条第1項第6号に基づく確認に係る標準処理日数期間については、規程第2条関係別表中番号42（開発審査会に附議したもの及び第2種特定工作物に係るもの以外のものについては、同表中番号43）標準処理日数の2分の1、同表中番号46（開発審査会に附議したもの及び第2種特定工作物に係るもの以外のものについては、同表中番号47）の標準処理日数及び同表中番号49の標準処理日数をもって、当分の間読み替えるものとする事。

② 標準処理期間については、あくまで標準的な処理期間であり、申請に対する当該期間を徒過したことをもって、直ちに不作為の違法となるものでなく、行政手続法上は努力義務規程であると解されていること。

よって、本条は申請者に期間内に処分を受ける権利を付与するものではないこと。

しかし、本条が明文された趣旨を十分踏まえるとともに、処分権者が都市計画法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分、その他の公権力の行使をすべきにかかわらずこれをしない場合においては、申請者に対する事後的な救済措置として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不作為の不服申立てや行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による不作為の違法確認の訴えの制度が設けられているので、今後とも十分適正に事務処理を図ること。

③ なお、本条の期間には、当然にして適法な申請を処理することを前提として定めるものであり、不備な申請は「通常の態様の申請」と見なされないことから、「通常要すべき標準的な期間」の解釈として、標準処理期間には、申請を補正するために必要な期間は含まれないこと。

④ 当該標準処理期間の公にすることについては、上記(3)②と同様に扱うこととする事。

(5) 申請に対する審査、応答について（法第7条関係）

① 各種の申請の処理については透明性の向上と迅速で公正な対応を図ることが法第2章の趣旨であるが、本条は、処分権者について、申請が到達したときに遅滞なく当該申請の審査を開始する義務が生

じる旨を規定するとともに、処分権者の応答義務のうち、特に、当該申請が申請の形式上の要件に適合しない場合について、申請者が徒に不安定な立場に置かれることを防止するため、処分庁が当該申請の補正を求める（審査を継続する）のか、または当該申請により求められた許認可等を拒否する（審査を打ち切る）のか、いずれの態度をとるのかを申請者に対して速やかに明らかにすべきとされたこと。

② 「申請がその事務所に到達したとき」は、処分権者に審査開始義務が生じることとなるため、申請を受理しない等の取扱いは、排除されるべきものであること。この場合「到達」とは、申請が、当該申請を取り扱うこととされている処分権者に物理的に到達し、了知可能な状態に置かれることをいうものとされること。

③ 開発行為等許可申請等については（委任市が処分権者となるものを除く。）、市町村長委任規則（昭和30年福島県規則第131号）により、当該申請書等の受理に関することを委任しているが、この場合の審査開始義務は、知事が処分権者である案件についても、建設事務所に到達した時点から発生すると解されること。

④ 「法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請」とは、申請が有効に成立するために法令において必要とされる要件のうち、当該申請書の記載、添付図書等から外形上明確に判断し得るものを言うこと。例えば、「申請をすることができる期間内にされたものであること」、「申請書の記載事項に不備がないこと」、「申請書に必要な書類が添付されていること」の他に、納付すべき手数料が納付されていること等が含まれると解されること。

なお、「申請をすることができる事項についての申請であること」、「申請資格を有する者による申請であること」、「申請が真正であること」については、一般に、申請の内容審査を経ないと判断できない問題であると考えられ、「申請の形式上の要件」には当たらないと解されていること。

⑤ 「相当の期間を定め当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない」としているが、これらいずれかの措置を講じれば、本条の義務を履行したこととなること。また、当該申請書の不備について補正が可能な場合であっても、補正を求める義務はないと解されていること。

なお、「相当の期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、申請の不備が補正されない場合には、その申請により求められた許可等は原則として拒否されると解されていること。

おって、「相当期間」とは、当該補正を要するのに社会通念上必要とされる期間であり、個々のケースによって判断されるべきものであること。

⑥ 大規模開発行為に係る開発許可等他の行政分野と特別な連絡・調整を必要とする処分等については、事務の合理化を図る等の観点から基本計画、事前審査等を実施しているが、当該事前審査等の必要性について申請者に対して十分説明することにより、その理解が得られるよう努めることが必要なこと。

なお、事前協議についても、平成5年7月15日付け5都第689号本職通知（都市計画法における開発許可制度の適正な運用について）記3の趣旨を再度踏まえて円滑な活用に努めること。

(6) 理由の提示について（法第8条関係）

本条は、不許可処分に係る理由の提示について定めているが、同条に基づく所管事務の取扱については、以下の点に留意すること。

開発許可及び開発許可の変更の許可について不許可処分をする場合における理由の提示について定め

る都市計画法第35条第2項後段は、法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により削除され、今後は、法第8条の規定が一元的に運用されるものであること。

(7) 情報の提供について（法第9条関係）

本条は、情報の提供について定めているが、所管事務の取扱いについては、以下の点に留意すること。

① 「審査の進行状況」について

提供すべき情報である「審査の進行状況」とは、時間的、物理的意味において、当該申請がどのような処理の段階にあるかについての情報のことであり、例えば「当該申請は、建設事務所長から送付された段階である」、「申請の形式上の要件に関する審査を終えて現在内容審査をしている」などの対応が考えられる。

② 「当該申請に対する処分の時期の見通し」について

「処分の時期の見通し」とは、時間的な観点からの情報であり、申請の適否に係る見通しはこれに含まれないと解されること。

なお、「処分の時期の見通し」については、真に処分の時期の見通しが明示できない合理的な事情が存在する場合には、審査中である旨及び処分の時期の見通しを明示できない事情を示せば足りるものであること。

(8) 公聴会の開催等について（法第10条関係）

本条は、公聴会の開催等について定めているが、開発許可等に係る申請等に対する処分は、「申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可の要件とされているもの」には該当しない処分であり、本条は適用されないこと。

なお、都市計画法第33条第1項第14号に規定する「妨げとなる権利を有する者」の同意を開発許可基準に規定しているのは、将来予想される紛争を未然に防ぐことを目的とするが、あくまでも開発許可の段階において、当該開発行為の実行性の有無を判断するに過ぎないと解されている。都市計画法上の開発許可は、当該許可受入人に対し、何らかの特別の権利を設定するものではなく、かつ、私人間の権利関係に何らかの変動を生じさせるものではないため、法第10条のこれには当たらないと解されること。

おって、周辺住民等と開発事業者との調整については、平成元年12月19日付け建設省経民発第45号等建設省通達のとおり、必要に応じ、開発事業者等と周辺住民等との間で十分に協議・調整を行なう等事業者に対して適切な対応を求めることは格別であるが、周辺住民等の同意書の提出を求めることは行き過ぎであること。

(9) 複数の行政庁が関与する処分について（法第11条関係）

本条は、複数の行政庁が関与する処分について定めているが、同条に基づく所管事務の取扱いについては、以下の点に留意すること。

一の開発事業等が複数の申請に対する処分を要する案件の場合には、担当部局において、それぞれの所管法令に基づき許可、不許可等を判断することとなるが、本条は審査等が担当部局間の無責任なもたれ合い等により、合理的な理由なく遅延させることがないようにとの趣旨であり、例えば農地転用許可との調整に関しての昭和44年施行通達（昭和44年12月4日付け建設省計宅発第117号・建設省都計発第156号）に従い、農政部局との間で必要な連絡・調整を了した後に許可等を同時に行なうこととすることを排除する趣旨ではないため、従来からの適正な連絡、調整に努めること。

また他法令による許可等が併せて必要な開発事業については、都市計画区域内の大規模開発に関する要綱（昭和59年要綱）の規定に従い関係部局、関係機関からなる開発連絡会議を積極的に活用し、横断

的な連絡調整に努めること。

2 不利益処分について（第3章関係）

(1) 不利益処分について

不利益処分については、法第3章の規定が適用されることとなるが、これに該当する処分は、以下のとおりである。

- ・都市計画法第81条第1項に基づく監督処分

(2) 処分の基準について（法第12条関係）

本条は、不利益処分の基準の策定等について定めているが、同条に基づく所管事務の取扱いについては、以下の点に留意すること。

不利益処分は、個別事案に応じ、処分の原因となる事実の反社会性や処分の名あて人の状況等を勘案した上で、処分の必要性、内容、程度等について総合的・裁量的に判断することが必要となるものであり、また、あらかじめ具体的な基準を画一的に定めることは困難又は不適切である場合もあると考えられる。

しかし、その一方で、法の立法趣旨を鑑みれば、少なくとも法令違反、許可条件違反等処分の原因として想定される事実について、例示等により明確化するとともに、許可等の取り消し・変更、建築物等の移転命令・使用禁止命令・除却命令、原状回復命令等処分権者が採ることが予定される監督処分を例示等に明確化することが望ましいとされている。

このため、今後必要な限り当該基準の具体化を検討するが、当分の間は当該不利益処分を実施する際においては、本職に協議すること。

(3) 不利益処分をしようとする場合の手続について（法第13条関係）

本条は、不利益処分をしようとする場合の手続について定めているが、同条に基づく所管事務の取扱いについては、以下の点に留意すること。

① 都市計画法第81条第1項により監督処分を行おうとする場合の聴聞の実施について定める都市計画法第81条第2項の規定は、法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により削除され、今後は法第13条の規定が一元的に適用されるものであること。

このため、今後は、以下の不利益処分をしようとする場合には、それぞれ以下に掲げる手続を採らなければならないこととされ、かつ、それぞれの手続について、具体的な内容が法定されたものであること。

- ・許可等の取消し及び処分権者が相当と認める処分について ⇒ 聴聞
- ・その他の監督処分等 ⇒ 弁明の機会の付与

なお、当該処分に至った事案の事実関係が複雑で、処分権者とのやりとりの機会を保障して事実評価を行なうことが望ましいと判断される場合、処分の相手方に与える影響が大きいものとなる特別の事情が存する等手厚い手続保障を確保する必要があると判断される場合には、聴聞を行なうことを妨げるものではないと解されていること。

② 法第13条第2項第3号に規定する手続の適用除外については、開発許可において、法令において数値等により客観的に定められている基準に適合していることをもって許可されたにもかかわらず、工事完了検査等により、許可の内容に適合していないと確認された場合に許可内容への適合を命ずる不利益処分を行なう場合は、これに該当するものであること。

(4) 不利益処分理由の提示について（法第14条関係）

申請に対する処分を拒否する処分を行なう場合と同様、不利益処分をする場合には、その名あて人に対して、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないとされたものであるため、その適切な運用に努めること。

3 行政指導について（第4章関係）

法第4章に規定する行政指導に関する規定は、地方公共団体が行なう行政指導には適用されないが、法第38条の規定により、この法律の規定の趣旨を踏まえて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされているため、この旨尊重し、適切な行政指導に努めること。

なお、当該所管事務の取扱いについては以下の事項に留意するとともに、建設事務所長におかれては、貴管内市町村のうち、宅地開発等に係る指導要綱を定めている市町村に対して、特に当該趣旨の徹底を図り、当該指導要綱の適切な運用をするよう指導願いたい。

(1) 宅地開発事業等に対する行政指導については、その内容につき行き過ぎたものにならないよう配慮するとともに、以下の点に留意した上で適切な手続の運用を図ること。

- ① 行政指導は、任意の協力によってのみ実現されるものであること。
- ② 相手方が行政指導に従わなかった場合における進達拒否、水道等の供給についての協力拒否等の制裁措置を市町村で定める指導要綱等に規定している場合は、適切な見直しを行なうこと。
- ③ 申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず、当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるものがないこと。
- ④ 相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないこと。
- ⑤ 行政指導に共通する内容となるべき事項をあらかじめ定め、かつ、原則としてこれを公表することとされたこと。従って、あらかじめ定められていない事項、内容等わたる行政指導は適切でないこと。

また、行政指導の中において、内容等について別途協議により決定することとする等指導要綱等の規定によっては、行政指導の内容等が不明であるような定め方は不適切であること。

(2) 法第36条に規定する公表とは、「公にしておかなければならない」との規定と異なり、世間に一般に対して積極的に周知することを意味するものであること。

4 届出について（第5章関係）

届出については、第37条の規定が適用されることとなるが、これに該当するものは以下のとおりであること。

- ・都市計画法第34条第9号に基づく届出
- ・都市計画法第35条の2第4項に基づく届出
- ・都市計画法第36条第1項に基づく届出
- ・都市計画法第38条に基づく届出

(1) 法第37条について

届出とは、一定の事柄を公の機関に知らせることであって、申請のように行政庁に何らかの行為を求めるものとは基本的に性格を異にするものである。

また、法令に定められた届出の形式上の要件に適合している届出がなされたときは、当該届出義務者がなすべき届出行為が完了することについて、行政庁の側において、届出を受け付けない等、届出をす

べき義務の履行に関して行政庁の意思や判断が働くかのような取扱いは排除されるべきものと解されていること。

- (2) なお、本条は、届出が法令に定められた形式上の要件に適合しているときは、届出義務者が法令上なすべき当該通知行為は行政権者の意思や判断に関わりなく、到達時に完了することが明示されたこと。

7 都 第 3 5 8 号
平成 7 年 3 月 31 日

各建設事務所長 様

土 木 部 長

農家の二、三男等分家住宅の建築に係る
開発審査会承認（許可）基準について（通知）

このことについては、別紙により取り扱うこととなりましたので承知願います。

なお、当該基準は、これまでの福島県開発審査会の審議において、同意が得られる具体的基準をまとめたものであり、従来の取り扱いと異なるものではありませんので留意願います。

農家の二、三男等分家住宅の建築に係る開発審査会承認（許可）基準

次の各号のすべてに適合するものは、都市計画法第29条又は第43条の規定による開発行為等として、同法第34条第10号ロ又は同法施行令第36条第1項第3号ハの規定に基づく開発審査会の議を予め経たものとみなして、許可して差し支えないこと。

なお、当該許可の内容については、許可後に開発審査会の承認を受けるものとする。

ただし、次の各号の要件により難いもの等については、予め開発審査会の議を経た上で許可すること。

平成 7 年 3 月 27 日

福島県開発審査会

会長 辻 義人

第 1 申請人に関する要件

1. 農業者の子（子の配偶者を含む。）又はその兄弟姉妹等（兄弟姉妹の配偶者を含む。）民法（明治29年法律第89号）第725号に定める親族の範囲に該当する者であること。

しかし、贈与者の尊属は含まれないこと。

なお、受贈し得る配偶者は、単独で申請人になることはできないこと。

2. 家族を有しており、同居するものであること。
3. 住宅等を所有していないこと。
4. 当該申請建築物の建築に要する資力を有していること。

第 2 農業者に関する要件

1. 申請人に当該土地を贈与等できる者（農業者）は、主として市街化調整区域内に農地（10アール）を所有し、かつ耕作等を行っており、当該市町村の長からその旨の証明を受けた者であること。

2. 贈与者（本家世帯）が非農家である場合においては、市街化調整区域における既存集落及びその周辺の地域に当該市街化調整区域に関する都市計画の決定前から引き続きその生活の本拠を有している本家世帯から、新たに世帯を分離する合理的事情が存する場合であること。

第3 土地に関する要件

1. 農業者等が、当該市街化調整区域決定の日の前日までに所有していた土地であること（市街化区域内に贈与等できる土地を有している場合は、原則として市街化区域内の土地に限る）。
2. 原則として、周辺が宅地化された地域内に存している土地であること。
3. 土地の面積は、原則として500平方メートル以内であること。
4. 道路（建築基準法(昭和25年法律第201号) 第42条の規定による道路）に接続している土地であること。
5. 職場等への通勤が可能な区域内に存する土地であること。
6. 当該市街化調整区域に関する都市計画の決定後、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定により農用地区域と定められた土地（農業者たる本家世帯が、当該市街化調整区域の決定の日までに取得していた土地に限る。）で、住宅を建築することができない場合には、その土地と交換分合により取得した土地については含めて差し支えないこと。
7. 収用対象事業の施行のために提供した土地の代替地として取得した土地については、当該市街化調整区域の決定後取得した土地であっても、収用になった土地が、当該収用対象事業の施行地とならなければ、当該土地に分家住宅の建築を認めることが可能であること。

なお、上記6及び7については、その他市街化調整区域内に分家住宅を建築できる土地がある場合には、含まれないこと。

第4 建築物に関する要件

1. 建築物の用途は、住宅の用に供するものであること。
2. 建築物の規模は過大でないこと。

第5 技術基準に関する要件

都市計画法第33条又は同法施行令第36条第1項第1号の規定に適合していること。

各建設事務所長 様

土 木 部 長

都市計画法による開発許可制度の運用について（通知）

このことについては、下記により取り扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の市町村には貴職より周知されるよう願います。

記

1 都市計画法（以下「法」という。）第33条第14号について

当該運用については、平成5年3月29日付5都第289号土木部長通知で取扱を示しているところであるが、土地改良事業施行区域において一時利用地の指定後で換地処分前に開発行為を行う場合の同意等の取扱は、土地改良区から、計画どおりに換地処分がなされるため開発行為を行うことについて支障ない旨の意見書が添付されるのを条件として、いわゆる底地（従前の土地登記簿及び公図）に係る所有者等の権利は、当該開発行為に係る「妨げとなる権利」として扱わないこととして差し支えない。

2 法第34条第1号について

当該運用については、平成6年9月28日付6都第935号土木部長通知で取扱を示しているところであるが、今後はさらに以下の点に留意して運用すること。

- (1) 対象となる業種の判断にあたっては、上記部長通知の取扱に加え、主たるサービス対象が当該市街化調整区域にある旨を示す書類として、計画する販売対象区域（経営計画上予定する顧客が所在する範囲及び分布状況、販売見込額等）を説明する資料の提出を求めて審査するものとする。
- (2) 敷地の規模については、通行の安全確保の観点から、一般に駐車スペースを要すると認められる業種にあっては駐車場が適正に配置されていること。
- (3) 当該申請に係る店舗は、将来にわたって計画される営業に限定して使用されるものである必要があるが、これが担保されるのであれば、予定建築物が業種限定の貸店舗となる場合でも許可対象として扱って差し支えないこと。

3 法第34条第10号ロについて

(1) 二、三男等の分家住宅について

当該運用については、平成7年3月31日付7都第358号土木部長通知で取扱を示しているところであるが、今後はさらに以下の点に留意して運用すること。

- ① 上記部長通知中第2「農業者に関する要件」については、非農家に対する取扱との整合を図るためこれを廃止して、新たに「本家に関する要件」を設定するものとし、具体的には以下のとおりとする。

なお、これに伴い従来添付を求めていた、いわゆる「耕作証明書」は添付を要しないこととなるが、これに代えて贈与等者の住民票等の添付を求めることとなる。

1. 原則として申請人に当該土地を贈与等できる者は、当該市街化調整区域に関する都市計画決定の日以前から引き続き市街化調整区域に生活の本拠を有する世帯の構成員であること。
 2. 市街化区域内に贈与等できる住宅建築可能な土地（既に建築物等が存している土地及び住宅地としては不適當な土地等以外の土地）を有していないこと。
 3. 申請人以外に、本家後継者が存すること。
- ② 上記部長通知中第1「申請人に関する要件」中1について、「農業者の子」とあるのは①の改正に伴い「いわゆる「本家世帯」の子」に改めることとし、同要件中4については、自己用住宅の建築を目的とする開発行為に関して法第33条第12号の適用がないこととの整合を図るため、削除するものであること。
- ③ 上記部長通知中第3「土地に関する要件」中5については、近年の高速交通体系の整備に伴い、具体的な判断基準とすることが困難な状況となっていることから、削除するものであること。

(2) 収用対象事業の施行による移転について

当該事項の面積要件については、平成2年11月16日付2都第876号土木部長通達で取扱を示しているところであるが、今後は以下のとおり扱うものとする。

移転後の敷地及び延床面積の規模は原則として従前と同じとするが、従前の敷地が過少宅地である等の理由により従前を超える面積を確保する必要がある場合の規模の上限は、下表によるものとする。

なお、居住用建築物で世帯構成員の数が極めて大きい場合等特にやむを得ない合理的な理由により、下表によるものが困難であるものについては、個別具体的にその規模を要する理由を検討して判断する取扱とするので、事前に都市局都市計画課長と当該取扱について協議すること。

〈敷地面積〉

	居 住 用		そ の 他			
	移転前	～500㎡	500㎡～	～250㎡	～1,000㎡	～2,000㎡
移転後	500㎡	従前と同	500㎡	10割増	1,000㎡増	5割増

〈延床面積〉

	居 住 用		そ の 他	
	移転前	～220㎡	220㎡～	すべて
移転後	220㎡	従前と同	5割増	

(3) 敷地の拡張について

当該取扱については、昭和61年9月16日付61都第672号土木部長通達で示しているところであるが、その他の建築物に係る敷地面積の要件については、今後は上記(2)で示す収用対象事業の施行による移転の場合と同様に扱うものとする。

4 法第35条の2について

当該取扱については、平成5年7月15日付5都第686号土木部長通知で示しているところであるが、同条第3項に規定する変更届により処理しうる変更内容は、都市計画法施行規則第28条の4に列挙される事項に限定され、それ以外のものは変更許可によることとなることに留意すること。

5 法第42条第1項及び第43条第1項の規定による建築物の用途変更について

当該取扱については、昭和61年9月16日付61都第672号土木部長通達で示しているところであるが、居住の用に供する建築物のうち、市街化調整区域にあるが既存集落内、指定大規模既存集落内、法第43条第1項第6号イに規定する区域内及びその周縁部（当該区域からの宅地的土地利用の連続する範囲）に存するものに関しては、今後は、相当期間（概ね10年間以上）継続して適法に使用された後に行う使用主体の変更（専用住宅としての用途を変更しない場合に限る。）は、当初許可の該当事項の別を問わず、許可の対象として扱うものとする。

なお、上記用途変更の許可により一般専用住宅となったものについては、その後の使用主体の変更は、用途変更の許可の対象とはならないので申し添える。

9 都 第 8 9 1 号
平成 9 年 11 月 27 日

関係各建設事務所長 様

都市計画課長

都市計画法の規定による開発許可制度の運用について（通知）

このことについて、県北建設事務所長及び県中建設事務所長から下記の事項に関する照会があり別紙のとおり回答したので通知します。

記

- 1 いわゆる分家住宅の許可要件（運用基準）における「原則として相続又は贈与により当該土地の所有権等
を取得する」との文言の趣旨について（県北建設事務所長）
- 2 （略）

県北建設事務所長 様

都市計画課長

いわゆる分家住宅に関する許可の運用基準について（回答）

平成 9 年 11 月 4 日付け 9 北建第 2382 号で照会のあったこのことについては下記のとおりです。

記

1 申請者に関する要件(ア)について

当該要件の運用は以下のとおりである。

- ① 申請者が本家に関する要件に該当する世帯における合理的事情の存する世帯構成員であること。
- ② 「合理的事情の存する世帯構成員」とは、民法第 725 条に定める親族の範囲に該当し、本家世帯の構成員として同居している、又は同居していた事実のある者及びこれと一体であると認められる者（配偶者、結婚予定者であるが、単独では不可）で、原則として本家世帯の土地の所有権等を相続により取得する関係にある者であること。
- ③ 「取得する関係にある者」には、相続が発生した場合に土地所有名義人（被相続人）の相続人となる者のほか、代襲して相続人となる者及び被相続人に子がある場合の兄弟姉妹及びその代襲人を含むが、直系尊属は含まない。相続により取得できない者でも、相続人となる者と同等の世帯構成員であると認められる（通常、贈与による土地等の所有権移転が行われる程度と考えられる関係）場合には取得する関係にある者に含めて差し支えない。

2 土地に関する要件（申請者が建築しうる権原を取得する手法）について

土地に関する要件中、所有権等の権原に関する事項については、原則として「本家世帯が、当該市街化調整区域決定の日の前日までに取得し、保有している」ことを要件とするが、申請者が本家世帯から権原を取得する手法については規定していない。しかし、分家住宅の許可の趣旨が、本家世帯の通常の分化発展の過程で、分家となる者が新規の住宅を確保して本家とは独立した世帯を構成する必要がある場合にこれを認めるものであることから、生活基盤である住宅及びその敷地についても、申請者において本家とは分離独立して確保するのが望ましく、申請者が本家世帯から権原を取得する手法は、「相続又は贈与」によることが標準となるが、本趣旨を逸脱（単なる本家世帯の住宅の増築、増加、貸家の新築等）しないものである場合には、「相続又は贈与」によらない手法でも認めて差し支えない。

（照会文） （略）

各建設事務所長 様

福島県土木部長

都市計画法による開発許可制度の運用について（通知）

このことについては、下記のとおり取り扱うこととしましたので運用に注意してください。

記

1 駐車場、資材置場等の土地の区域内に建築する管理事務所等について

このことについては、昭和54年7月14日付け54都第558号通達で取扱いを示しているが、今後は、以下のとおりとする。

- (1) 建築物の建築等を目的としない（農転申請時における目的等で判断する。）で造成され、現に一定の目的（露天駐車場、資材置場、自販機設置等）で利用されている土地の区域内で、当該土地の利用状況を変更しない範囲内で行う、管理上必要最小限の施設である建築物（床面積30㎡以下とする。）の建築は、法第43条第1項第7号に該当するものとし、同条同項ただし書の許可を要しないものとして取り扱うこととする。

なお、露天駐車場を中古車販売店としたり、露天資材置場を作業場とするなど、当該建築によって新たに営業、販売等の機能を付加、転用するものについては、規模の大小にかかわらずこの限りでない。

また、許可不要の判断は、建築予定者から法施行規則第60条の規定による証明交付申請が成された際に行うこととなるが、当該申請書には「開発許可申請等の手続要綱」第21条に規定する位置図、区域図、土地利用計画図、建物平面図及び当該建築物の利用計画を説明する資料の添付を求めることとされたい。

- (2) いわゆるバス待合所の建築については、利用者の滞留スペースとして利用されている土地の区域に建築する場合に、(1)と同様に取り扱うこととする。
- (3) いわゆる農産物販売所の建築については、生産者が自らの生産物を直接販売するため自己の保有する農地の区域内に建築する場合に、(1)と同様に取り扱うこととする。なお、当該取扱いは別途農地転用に關する調整が担当部局との間で行われたものについて運用するものとする。
- (4) いわゆるコイン精米所の建築については、設置者、想定利用者等から令第22条第6号又は第35条第3号への該当性を判断するものとする。また、その規模から当該規定に該当しない場合でも、法第34条第1号に規定する建築物への該当性を判断するものとする。
- (5) いわゆる観光農園（第2種特定工作物であるものを除く。）の附属施設である建築物（入園受付等の管理業務に供する施設であるもの。）の建築については、(1)と同様に取り扱うこととする。なお、当該建築物が物品販売の用にも供される場合で、当該販売が仕入れを伴わず、主として観光農園利用者に限定した生産品の販売であるときには本号の取扱いとするが、それ以外は通常の物販の業務に供する建築物として取り扱うものとする。

- (6) (1)～(3)・(5)に列挙するものの用に供する建築物であって、床面積が30㎡を超えるものについては開発許可の審査対象として取り扱い、その規模を要する理由等により法第34条第10号ロ又は令第36条第1項第3号ハの規定への該当性を判断するものとする。
- (7) 令第22条第2号に該当して許可不要となる開発行為が行われた区域において、当該開発行為の目的である附属建築物の建築を行う場合は、法第43条第1項第7号に該当し、同条同項ただし書の許可を要しないものとして取り扱うこととする。

2 市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発許可申請について

開発区域に市街化区域と市街化調整区域の両方を含む場合の取扱いについては、一体の開発行為であり該当する条文も1であるから、許可上も1つの開発行為として取り扱うこととなるが、当該審査にあたっては、市街化調整区域の部分に予定建築物が存しない場合には法第33条への適合のみを審査するものとし、市街化調整区域の部分に予定建築物が存する場合には、これに加えて区域全体として法第34条への適合を審査するものとする。

3 法第42条第1項の規定について

このことについては、昭和61年9月16日付け61都第672号部長通達等で取扱いを示しているが今後は以下のとおりとする。

法第42条第1項の規定による建築制限は、法第29条又は法第35条の2の規定による許可において特定された「予定建築物」以外の建築物等の建築を規制するものであり、法第36条第3項の公告があった以後の建築（増築、建替えを含む。）に適用されるが、当該運用にあたっては昭和61年9月16日付け61都第672号部長通達記5に係わらず、新規に建築しようとする建築物等が「予定建築物」の範囲内であるかにより判断すること。この際、当該「範囲」は、開発許可において特定した予定建築物等の用途、規模、構造により特定されるものであることを原則とするが、政令第35条第1号及び第2号に規定するのと同様の建築物が増加するに過ぎない場合及び居住用建築物で附属建築物を含めた床面積の合計が180㎡以内である場合は、範囲内であると解して差し支えない。

4 法第32条の規定について

- (1) 第32条の規定による協議については、法第30条第2項の規定により開発者に許可申請書に経過を示す書面の添付を求めており、許可申請の形式要件とはなっているものの、法第33条の規定等からその内容については審査要件とならないと解されることである。しかし、当該開発計画において公共施設を設置する趣旨に鑑みれば、将来に渡る公共施設の存置を担保する必要があると考えられることから、協議経過を示す書面について、以下の点を確認する（許可基準ではないが行政指導の対象とする）こととして審査にあたるものとする。
- ① 公共施設管理予定者が、永続性の期待できる者となっているか。
 - ② 公共施設管理予定者が民間である場合、協定書の締結等具体的に永続性が担保される様な措置がとられているか。
 - ③ 協議が整わない場合、完了後の公共施設の管理については法第39条ただし書きの適用がない旨理解しているか。
- (2) 開発行為の施行に伴い設置される公共施設は、法第36条に規定する完了公告以後、開発許可制度に基

づく規制若しくは管理対象とならないものであり、法上、それぞれの個別管理法による管理または所有権に基づく管理が予定され、原則として市町村の管理に属するものとしているところである。従って、各市町村が第32条の規定による協議を行う際には、当該制度趣旨（開発者に帰属するとした場合、所有権に基づく管理の一環として廃止される可能性がある旨）を熟知している必要があるため、機会を捉えて当該内容の周知を図るものとする。

- (3) 第32条の規定による同意を要する公共施設の範囲については、開発区域外に存するものでも当該開発行為による影響がある場合には、これに含めることとしており、通常、影響の有無自体についても公共施設管理者の判断を要すると解される（例えば、道路改良計画等に対する影響）ことから、接続先道路となる道路及び雨水等排水の流入先と考えられる水路の全てについて、開発者に対し、第32条の規定による同意書の添付を求める運用としている。しかし、当該公共施設管理者の影響がない旨の判断が、客観的資料（許可申請進達書に記載する市町村長意見等）により確認できる場合には、同意書の添付までは求めないこととして差し支えない。

5 開発登録簿の調整について

このことについては、法第46条、第47条等の規定のほか平成5年5都第686号土木部長通知記5等で取扱いを示しているが、今後はさらに以下の事項に留意して取り扱うものとする。

- (1) 既に開発許可をした開発区域内で、新たに再開発型の開発許可を行った場合には、新たな開発登録簿を作成するとともに、従前の開発行為についての開発登録簿にもその旨記載することとし、添付の土地利用計画図に対しても所要の修正（新たな開発区域を斜線で明示する等）を行い、参考として新たな開発行為の土地利用計画図の写しを添付しておくものとする。
- (2) 開発行為の施行に伴い設置された公共施設が、開発許可制度によらないで変更されたことを確認した場合は、開発登録簿にその旨記載することとし、添付の土地利用計画図に対しても所要の修正（変更後の公共施設の位置の明示等）を行うものとする。

なお、当該変更行為は、通常の制度運営上では了知できない事項であるため、情報提供について地元市町村等に協力を依頼することが望ましい。

- (3) 都市計画に係る区域拡大やいわゆる線引き見直し等により、開発区域に係る建築制限等に変更があった場合には、開発登録簿にその旨記載することとする。
- (4) 法第47条第5項において開発登録簿が常時公衆の閲覧に供される旨規定する趣旨に鑑み、法令に規定されている事項及び(1)～(3)に規定する事項以外であっても、修正を要すると認める事項については、職権により修正・追加を行うものとする。

各建設事務所長 様

土 木 部 長

都市計画法による開発許可制度の運用について（通知）

このことについて、下記により取り扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の市町村には貴職より周知されるよう願います。

記

廃自動車の積替え保管施設について

市街化調整区域において、従前より廃自動車の解体を業として行っていた者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項による収集運搬業（積替え保管を含む。）の許可を取得するために行う積替え保管施設の建築等に係る開発行為等で、次の各項に該当するものについては、都市計画法第34条第10号ロ又は政令第36条第1項第3号ハの規定に該当するものとして取り扱って差し支えない。

- 1 申請者は、平成8年6月2日現在で市街化調整区域内の事業所において廃自動車の解体を業として営んでいた者であること。
- 2 予定建築物は、解体事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項による収集運搬業（積替え保管を含む。）許可を取得するため、平成8年6月2日付け8廃号外「廃自動車の解体事業者等に係る産業廃棄物処理業許可取得に当たっての指導方針（平成8年5月）」（別紙）に定める「廃自動車の積替え保管施設設置に関する構造基準」に適合するための建築物であること。
- 3 申請地以外に事業所（作業所）を有していないこと。
- 4 予定建築物の面積は過大でなく、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

（別紙） （略）

11都第533号
平成11年6月10日

各建設事務所長 様

都市計画課長

二、三男等の分家住宅の許可に際しての運用基準
の取扱いについて（通知）

このことについて、別紙のとおり県北建設事務所長から照会があり回答しましたので承知願います。
ついては、今後、市街化調整区域における分家住宅事案につき、申請時に現住宅が処分手続中である場合には、回答文の記の1の(2)により取り扱い願います。

県北建設事務所長 様

都市計画課長

二、三男等の分家住宅の許可に際しての運用基準 の取扱いについて（回答）

平成11年5月24日付け11北建第2149号で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

1 二、三男等の分家住宅について

(1) 本県の運用

本県では、二、三男等の分家住宅の許可に際しての運用基準において「住宅等を所有しておらず・
・(略)・・・建築入居後、継続して居住することが確実であること。」を設け、住宅等を所有してい
ないことを確認するため資産証明書等の提出を求めている。また、申請者が現に住宅を所有している
場合には、これが処分後に、新たな住宅の建築に関する開発行為を認めているところである。

(2) 申請時において、現住宅が処分手続中である場合の取扱い

以下に掲げる要件が満たされる場合には、「住宅等を所有していない」ものとして取り扱って差し支
えない。

- ① 申請者から現住宅を処分し新たな住宅を確保しなければならないことの申立書を求め、その内容か
ら、処分の意思、新たな住宅確保の必要性があると認められること。
- ② 申請時において現住宅の売却に係る不動産業者等との契約が締結されているなど、処分手続きが進
行しており、申請者の申立内容が立証され得る具体的事由が確認できること。

なお、必要がある場合には、許可に際し、都市計画法（以下「法」という。）第79条の規定に基づき
条件を付すことは可能であり、許可後、法第80条の規定に基づき報告等を求め処分状況を確認でき
るとともに、履行されない場合については、法第81条の規定に基づく監督処分も含め指導できるもの
であること。

(理由)

分家住宅が許可対象とされたのは、いわゆる本家からの分化発展の過程で必要とする住宅確保のため
の開発行為については、土地利用上調和のとれた範囲内で行われる限り必ずしも市街化の促進として取
り扱うべきでなく、また、市街化調整区域内に土地を保有していたにも係わらず、別途市街化区域内に
土地を求めさせることは、当該世帯構成員の生活権保障の見地から適当でないというところにある。(昭
和57年7月16日付け建設省計民発第28号)

また、開発許可制度の適切かつ円滑な運用を進めるために、厳正な法の執行に心がけることが求めら
れる一方で、単に硬直的な制度の運用にとどまらず、柔軟かつ現実的な制度の運用が求められるととも

に、地域の実情や特性に即応したきめの細かい弾力的な運用が期待され、また、独立して世帯を構成する合理的事情の有無などから、住宅の必要性及び確実性を判断することとされていることから（昭和57年7月16日付け建設省計民発第28号及び第31号、昭和61年8月2日付け建設省経民発第33号）、必ずしも、申請時に現住宅が処分されていなくとも、処分手続きが進行している場合まで一様に住宅を所有しているから要件を満たさないと取り扱うことは適当ではなく、申請理由、処分意思、手続きの適正さ・具体的な進捗状況などから、処分の確実性を判断し、新たな住宅の必要性等について検討することが必要であるため。

(3) 照会に対する回答

前段について、現住宅処分の確実性を判断するにあたり必要となることから、②及び③により対応されたい。

中段について、許可後財産処分済みの確認書類の提出を求めることは、法第80条第1項の規定による資料の提出要求に該当する。

後段について、必要がある場合には、条件を付すことも可能である。

なお、開発許可制度における指導可能な期間とは、完了検査済証交付前には限らないこと。

2 昭和53年2月16日付け53都第97号土木部長通達記の3のエ「申請地に転居することが特に確実である理由及び根拠」について

前段について、通達では、申請地に転居することが特に確実である理由及び根拠が「要求されること。」と規定していることから、必ずしも、実証されべき資料の添付まで要求するものではなく、これが判断できれば確認方法については問わないものであること。

中段について、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

後段について、申請者が申請地に転居しなければならない理由（事情）、現在の職場を退職すること及び再就職することについての諸手続き、行動などから判断されたい。

(照会文) (略)

各建設事務所長 様

都市計画課長

分家住宅の開発許可制度の運用について（通知）

市街化調整区域内における「二、三男等の分家住宅」の開発行為に関する福島県の運用基準の一部について、今後、以下のとおり取扱い願います。

記

- 1 福島県の運用基準C(ウ)「世帯の分化発展（一省略）本家後継者が申請人以外に存すること」について
申請人以外に本家後継者の存在が確認できる場合には、申請時において、当該後継者が本家に居住していても、将来、本家に居住することが確認できる場合には、基準に適合するものとして取り扱うことができる。
- 2 福島県の運用基準a(イ)「住宅等を所有しておらず（一省略）建築後入居し、継続して居住することが確実であること」について
申請者本人が、申請時において、単身赴任等により住宅の建築後直ちに入居できない場合でも、妻子などその世帯家族が速やかに入居し、継続して居住すること、将来、申請者本人も居住することが確認できる場合には、基準に適合するものとして取り扱うことができる。

各建設事務所長 様

土 木 部 長

市街化調整区域における開発許可制度の運用について（通知）

このことについては、下記のとおり取扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。

記

1 法第34条第10号ロ及び政令第36条第1項第3号ハについて

(1) 自己居住用建築物の規模について

このことについては、附属建築物を含め220㎡以内として取扱っているところであるが、今後は、自己居住用建築物については280㎡以内、附属建築物については一の用途につき30㎡以内として取扱うものとする。

なお、収用対象事業の施行による移転の場合には、下表の規模以内とする。

	自己居住用		そ の 他
移転前	～280㎡	280㎡～	(略)
移転後	*280㎡	従前と同程度	(略)

*附属建築物については、一の用途につき30㎡以内であること。

また、3世帯以上の多世帯が同居する場合等特にやむを得ない合理的な理由により、上記により取扱うことが困難であるものについては、個別具体的にその規模を要する理由を検討して判断する取扱いとするので、事前に都市計画課長と協議すること。

(2) 分家住宅について

このことについては、平成7年3月31日付け7都第358号及び平成9年4月1日付け9都第386号等で取扱いを示しているところであるが、今後は、以下のとおり取扱うものとする。

ア 申請者に関する要件中、「家族を有しており、同居するものであること。」を削除する。

なお、これは独身者の住宅建築を一律に認める趣旨ではなく、新規の住宅確保の必要性については引き続き審査するものであること。

イ 本家に関する要件中、「申請人以外に、本家後継者が存すること。」を削除する。

(3) 法第43条第1項第6号の規定に該当する土地における開発行為（既存宅地確認済地及び可能地における区画の変更）について

このことについては、昭和56年12月3日付け56都第1016号で取扱いを示しているところであるが、法改正に伴い法第43条第1項第6号の規定が削除されることから、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号。以下、「改正法」という。）の施行の日（平成13年5月18日）より以下のとおり取扱うものとする。

ア 従来、既存宅地確認を受けた土地だけでなく確認が可能な土地についても許可可能として取扱って

きたが、法改正後は既存宅地確認を受けた土地についてのみ許可可能として取り扱うこと。

イ 新たに次の要件を追加する。

自己用建築物の建築を目的とした宅地分譲であること。

(4) 市街化区域に近隣接する地域内における自己用住宅について

市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域内において建築される自己用住宅で、申請の内容が以下の要件に合致するものについては、改正法の施行の日（平成13年5月18日）より許可可能なものとして取扱うこととする。

ア 土地に関する要件

- ① 市街化調整区域になった時点において、その現況が宅地である土地であること。
- ② 開発行為が伴わない土地であること。
- ③ 市街化区域からの距離（徒歩による往路又は帰路）が1 km以内に存する土地であること。
- ④ 市街化区域と同一の市町村役場の支所・出張所等の区域内又は保育所・小学校の学区等の区域内に存する土地である等市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域内の土地であること。
- ⑤ 当該土地を含む面積が5 ha以内又は当該土地を含む半径150m以内の圏内におおむね50以上の建築物（附属建築物を除く。）が存する地域内に存する土地であること。
- ⑥ 土地の面積は、原則として500㎡以内であること。

イ 建築物に関する要件

- ① 建築物の用途は、専用住宅の用に供するものであること。
- ② 建築物の規模は、280㎡以内とし、附属建築物については一の用途につき30㎡以内であること。

2 法第42条第1項について

このことについては、平成10年4月1日付け10都第248号で、政令第35条第1号及び第2号に規定するのと同様の建築物が増加するに過ぎない場合及び建築される自己居住用建築物が附属建築物を含め床面積の合計が180㎡以内である場合は予定建築物の範囲内であると解し許可を要しないこととしているが、今後は、建築される自己居住用建築物が280㎡以内、附属建築物が一の用途につき30㎡以内であれば、予定建築物の範囲内であると解し許可を要しないこととする。

3 法第43条第1項について

このことについては、平成2年11月16日付け2都第876号等で、自己居住用建築物の建替については、従前の1.5倍又は180㎡以下であるものは許可を要しないこととしているが、今後は、以下のとおり取扱うものとする。

- (1) 法第43条第1項の許可を受けた自己居住用建築物の建替については、建替後の床面積が280㎡以内又は従前の許可面積以内であれば許可を要しないものとする。
- (2) それ以外の自己居住用建築物の建替については、建替後の床面積が従前の1.5倍又は280㎡以下であれば許可を要しないものとする。

なお、従前とは建替前を指すものである。

また、既存の建築物の敷地内において行う附属建築物（一の用途につき30㎡以内）の建築については、

政令第35条第1号の規定により許可不要であるので念のため申し添える。

各市町村長 様

福島県土木部長

福島県都市計画法施行条例（平成11年福島県条例第76号）第2条の
規定により市町村が処理する事務の実施について（通知）

このことについて、地方自治法第245条の4の規定に基づき、事務の実施に当たっての留意事項を下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 形式審査について

福島県都市計画法施行条例第2条各号に規定する申請等が到達したときは遅滞なく申請書等の記載事項に不備がないこと、申請書等に必要な書類が添付されていること、納付すべき手数料が納付されていることを確認（以下「形式審査」という。）し、不備等がある申請等については、速やかに、申請者等に対し相当の期間を定めて当該申請等の補正を求めること。

2 知事（県建設事務所長）への送付について

申請等が形式審査に適合したとき及び補正がなされなかったときは形式審査の結果及び市町村の土地利用計画上等からの意見を付して、別紙様式1及び2により当該市町村を所管する県建設事務所長へ送付すること。

3 標準処理期間について

本県においては、別表のとおり標準処理期間を定めているので、市町村の担当課において備付け、申請者等から照会があった場合には回答すること。

（別表） （略）

添 付 書 類 確 認 表

区 分	確 認 事 項	有	無	不 要	備 考
共 通	申請書の記載方法				
	法人の登記簿謄本及び定款等				
	位置図(1/50000以上)				
	区域図(1/2500以上)				
	現況図(1/2500以上)				
	求積図(1/500以上)				
	土地利用計画図(1/1000以上)				
	造成計画平面図(1/1000以上)				
	造成計画断面図(1/1000以上)				
	がけの断面図(1/50以上)				
	擁壁の構造図(1/50以上)				
	排水施設計画平面図(1/500以上)				
	排水施設構造図(1/50以上)				
	流末水路構造図(1/50以上)				
	道路横断図(1/100以上)				
	道路縦断図(1/500以上)				
	防災工事計画平面図(1/1000以上)				
	防災施設構造図(1/50以上)				
	下水道縦断図(1/500以上)				
	電気施設等計画平面図(1/500以上)				
	構造計算書				
	安定計算書				
	水理計算書				
	建築物等の立面図(1/100以上)				
	建築物等の平面図(1/100以上)				
	公共、公益施設計画平面図(1/100以上)				
	仕様書				
	公共施設管理者の同意書				
	公共施設管理予定者との協議経過書				
	同意書(印鑑証明書)				
	公図(字限図)の写				
土地登録簿謄本					
農地転用許可(申請)書の写					
現況写真					
自己用 住 宅 以 外	設計者の資格を証する書類				
	資金計画書				
	申請者の資力信用調書				
	工事施工者の工事能力調書				
	設計説明書				
	給水施設計画平面図(1/500以上)				
工程表					

34		自己の居住(又は業務)用である旨の念書					
⑨		既存の権利者の届出書の写					
34	分	住宅事情申立書					
		自己用住宅を所有していないことを証する書類					
		土地の贈与を証する書類					
		住民票					
	⑩ 家 口	収	戸籍謄本(又は抄本)				
			新旧対照表				
		用 移 転	移転対象である旨の起業者の証明書				
			事業実施区域図(移転対象地を明示する) 除却建物位置図、区域図				
変 更 許 可		変更前後対照表					
		前回までの許可書の写し					
		工事の施行状況を記載した図書					
		変更に係る新旧対照図					
廃 止 届		前回までの許可書の写し					
		工事を廃止した理由書					
		廃止時における土地の状況を表した図書					
		廃止に伴う措置状況を表した図書					
4 1 - 2 許 可		前回までの許可書の写し					
		建築しなければならない理由書					
4 2 - 1 許 可		前回までの許可書の写し					
		建築しなければならない理由書					
地 位 承 継		承継する理由書					
		当事者の関係を証する書類 (住民票、戸籍、会社登記等)					
その他							

担当者

職

氏名

各建設事務所長 様

土木部長

都市計画法に基づく開発許可制度の運用について（通知）

このことについては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、事務の運用に注意して下さい。

なお、中核市、福島市、会津若松市、白河市、原町市、須賀川市、相馬市を除く貴管内の各市町村には貴職より周知願います。

記

1 都市計画法施行令（以下「政令」という。）第22条第2号に規定する車庫について

このことについては、30㎡以内として取扱っているところですが、今後は、45㎡以内を基準とし、主たる建築物とのバランスにより個別に判断することとする。

なお、政令第22条第2号に規定する物置については、30㎡以内の取扱いに変更はないので念のため申し添えます。

2 自己居住用建築物の附属建築物である車庫について

このことについては、平成13年4月2日付け13都第829号記1（1）、（4）、2、3で自己居住用建築物の附属建築物については、一の用途につき30㎡以内として取り扱いを示しているところですが、今後は、自己居住用建築物の附属建築物のうち車庫については、45㎡以内を基準とし、主たる建築物とのバランスにより個別に判断することとする。

なお、その他の附属建築物については一の用途につき30㎡以内の取扱いに変更はないので念のため申し添えます。

16都第1007号
平成17年3月15日

県北建設事務所長
県中建設事務所長 様
会津若松建設事務所長

土木部長

市街化調整区域における開発許可制度の運用について（通知）

収用対象事業の施行に伴う市街化区域から市街化調整区域への建築物の移転については、別紙「福島県開発審査会審査基準」（以下「審査基準」という。）第2号に該当するものについてのみ、都市計画法第34条第10号ロ又は同法施行令第36条第1号第3号ホに該当するものとして取り扱っているところですが、最近、審査基準の運用にあたり適切さに欠けていると受け取られかねない事例が散見されるようになってきました。

ついては、下記事項に留意の上、適切な運用に努めてください。

記

審査基準第2号第8項の適用にあたっては、まず、①「市街化区域内に代替建築物を建築することが可能な土地を保有していないこと」という要件への該当性を判断し、①に該当する場合に限り、②「同項の(1)から(3)までのいずれかに該当すること」という要件を満たすか否かを判断すべきものであること。

①でいう「土地」には残地も当然含まれるものであることから、例えば補償額の算定が「構内再築工法」又は「曳家工法」により行われる場合には、審査基準第2号には原則として該当しないものであること。

（別紙） （略）

17都第312号
平成17年6月28日

県北建設事務所長
県中建設事務所長 様
会津若松建設事務所長

土木部長

都市計画法に基づく開発許可制度の運用について（通知）

このことについては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。
なお、貴管内の関係町に対しては、貴事務所から通知してください。

記

非線引都市計画区域又は都市計画区域外の区域と市街化調整区域にまたがる開発行為については、「開発許可制度運用指針」（平成13年5月2日付け国総民第9号 国土交通省総合政策局長通知）Ⅲ－2－7により取り扱っているところであるが、市街化調整区域の部分に予定建築物が存しない場合における開発許可の審査にあっては、市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発行為の場合と同様、都市計画法第33条への適合のみを審査するものとする。

17 都 第 938 号
平成18年1月31日

各建設事務所長 様

土 木 部 長

防災調整(節)池等における安全管理の徹底について (通知)

平成18年1月28日に県内の調整池において男児2名が転落死亡する事故が発生しました。

つきましては、貴管内に存する当部所管の防災調整(節)池等について、安全管理の徹底を図るようお願いいたします。

また、都市計画法による開発許可を受けて住宅団地、工業団地等に設置された防災調整(節)池や県住宅供給公社が造成した住宅団地に設置された防災調整(節)池が存する場合には、市町村が管理するものについては当該市町村に対し、それ以外のものについては市町村を通じ管理者に対し、それぞれ安全管理の徹底が図られるよう指導をお願いします。

(事務担当 都市領域都市計画グループ 防災行政無線8-11-200-3644)

防災調節(整)池における柵設置の考え方について

防災調節(整)池の安全対策については、明確な基準は示されていないが、県の施策の一つである「安全・安心」の観点から、柵の設置に関する考え方を下記に示す。

今後の防災調節(整)池における柵の設置については、当面、これを基本として申請者等に指導されたい。

記

- 1 出水時(湛水時)、及び転落等に対する危険回避のための侵入防止対策として、柵を設置するものとする。
- 2 侵入防止柵の高さは180cm以上とし、忍び返しを設けるなど容易に侵入できない構造とする。
なお、上記の考え方によらないものとする場合は、防災調節(整)池の設置者と管理(予定)者が十分協議し、理由を明確に示すよう、申請者に求めるものとする。
- 3 既存の防災調節(整)池の管理者に対しても上記の考え方を周知し、安全対策の徹底を図られたい。

※ 本資料は、平成18年3月1日開催の建設事務所開発許可担当者会議の資料である。

19都第2482号
平成19年3月1日

県北建設事務所長
県中建設事務所長 様
会津若松建設事務所長

土 木 部 長

福島県都市計画法施行条例の改正に伴う開発許可制度の
運用について（通知）

福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例（平成18年福島県条例第95号）第2条の規定が平成19年4月1日から施行されることに伴い、従来、開発許可等にあたって開発審査会の議を経ることとされていた案件の一部が、都市計画法第34条第8号の4及び同法施行令第36条第1項第3号ハの規定により開発審査会の議を経ることなく、建設事務所長限りで許可されることとなります。

ついては、これらの案件に係る開発許可制度の運用については下記のとおり取り扱うこととしますので、適切な事務処理をお願いします。

記

1 福島県都市計画法施行条例（平成11年福島県条例第76号）第5条各号に規定する開発行為に関する運用基準

(1) 分家住宅（第1号）

ア 趣旨

従来より市街化調整区域において、自己の土地を所有しつつ継続して生活の本拠を有する農家世帯に代表される世帯が、その世帯の通常の分化発展の過程で必要とする住宅の確保のために、土地利用上調和のとれた範囲内で行う開発行為は、市街化調整区域に土地を保有しながら別途市街化区域に土地を求めさせる合理的理由が少なく、当該世帯の構成員の生活権を保障する観点から許可し得るとしたものであること。

イ 該当要件

a 申請者に関する要件

- (ア) 土地を譲渡する者の世帯の構成員である（あった）こと（一時的に構成員であった場合を除く。）。
- (イ) 土地を譲渡する者の親族（尊属を除く。）であること。
- (ウ) 原則として相続又は贈与により土地の所有権を取得すること。
- (エ) 現に住宅等を所有しておらず、結婚等の合理的理由により、新規に住宅を確保して独立した世帯を構成する必要があること。

なお、現居住地が県外等の遠隔地である場合には、申請地に転居することが確実である根拠が特に要求されるものであること。

- (オ) 上記(ア)～(エ)の要件に該当する者とその配偶者（配偶者となる予定の者を含む。）との連名による申請であっても、許可の対象として差し支えないものであること。

b 土地に関する要件

(7) 土地を譲渡する者が、当該市街化調整区域決定の日の前日までに取得し所有している土地であること。

ただし、次の土地については許可の対象として差し支えないものであること。

・区域決定の前日までに所有していた住宅建築可能な土地を収用対象事業の施行のために提供し、その代替地として取得した土地

・農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域内にある区域決定の日の前日までに所有していた住宅建築の不能な土地との交換分合により取得した土地

(4) 原則として周辺が宅地化された地域内に存する土地であること。

(5) 土地の面積は、原則として500㎡以内であること。

なお、「原則として」とは、土地の形状及び道路築造等やむを得ない理由により有効宅地面積が不足する場合に限り、500㎡を超えても許可の対象として差し支えない趣旨であること。

また、家庭菜園等に利用する土地を所有することを拒むものではないが、この場合は500㎡以内の土地（建築物の敷地）以外の土地として取り扱うものとし、一団の土地について分筆等をし、建築物の敷地（申請地）とは区別すること。

(6) 建築基準法第42条に規定する道路に接続していること。

c 土地を譲渡する者に関する要件

(7) 市街化調整区域決定の前日から引き続き当該市街化調整区域に生活の根拠を有していること。

(4) 贈与等できる住宅建築が可能な土地（既に建築物等が存している土地及び住宅用地としては不適当な土地等以外の土地）を市街化区域内に有していないこと。

d 建築物に関する要件

(7) 建築物の用途は、申請者自らの居住の用に供する専用住宅であること。

(4) 建築物の規模は280㎡以内とし、車庫については45㎡以内を基準とし主たる建築物とのバランスにより個別に判断すること。その他の附属建築物については一の用途につき30㎡以内であること。

(2) 収用対象事業の施行による移転（第2号）

ア 趣旨

土地収用法の規定が適用され得る公共事業の施行による代替建築物等は、適切な規模等のもので適切な位置に建築又は建設される限り周辺の市街化を促進するおそれはなく、また、従来から市街化調整区域に存していた建築物等の移転先を一律に市街化区域に求めさせることは適切を欠くことから、事業の円滑な執行及び土地提供者等の生活権の保障と十分調和を図りながら、周辺の土地利用状況等との調和が図れる開発行為にあっては許可し得るとしたものであること。

イ 該当要件

a 当該収用対象事業の施行が確実であること。

b 移転対象となる建築物等が不適法なものでないこと。

c 建築物等の全部又は一部を除却又は移転しなければならないこと。

d 移転先は、同一の都市計画区域内であること。

e 移転対象となる建築物の借家人（一時的な借家の場合を除く。）が、当該市街化調整区域に移転先を確保するため自己用建築物を建築する場合にあっては、次のすべての要件に該当すること。

(7) 生活権及び営業権の見地から、当該移転対象となる建築物の存する日常生活圏において従前と同様の権利関係を維持する必要がある、市街化区域に移転したのではその継続が不可能であるこ

と。

(イ) 当該移転対象となる建築物の存する日常生活圏において、従前と同様の権利関係を維持することを可能とする貸家が存しないこと。

(ウ) 当該移転対象となる建築物の所有者（貸主）が、当該収用対象事業の施行により市街化調整区域内への建築物の移転をしない場合であること。

f 地域の土地利用と調和のとれた開発であり、予定建築物等についても周辺の環境と調和のとれたものであること。特に、集客施設や第1種特定工作物については、この点が強く要請されるものであること。

g 敷地及び予定建築物の床面積は、原則として従前と同程度の規模であること。ただし、やむを得ない理由がある場合には、次表の規模以内であること。

〈敷地面積〉						
	居 住 用		そ の 他			
移転前	500㎡以内	500㎡超	250㎡以内	250㎡超 1,000㎡以内	1,000㎡超 2,000㎡以内	2,000㎡超
移転後の上限	500㎡	移転前と同程度	500㎡	移転前×2	移転前+1,000㎡	移転前×1.5
〈床面積〉						
	居 住 用		そ の 他			
移転前	280㎡以内	280㎡超	す べ て			
移転後の上限	280㎡ (*)	移転前と同程度	移 転 前 × 1.5			

* 車庫については45㎡以内を基準とし主たる建築物とのバランスにより個別に判断すること。
その他の附属建築物については一の用途につき30㎡以内であること。

h 当該建築物の用途が同一であり、構造が著しく異ならないこと。

ただし、用途については、併用住宅であったものを移転後やむを得ない理由により業務を継続せず専用住宅とする場合、及び、社会通念上通常併設されると認められる移転対象となる建築物等の管理上・利用上必要不可欠な建築物を移転先において建築する場合は、この限りでない。

(3) 集会所等

ア 趣旨

地区集会所等、社会教育法による公民館等に準じた公益的施設の建築を目的として行う開発行為は許可し得るとしたものであること。

イ 該当要件

a 社会教育法第20条の規定による公民館等に準じた公益的施設であって、原則として地元市町村の助成を受けて建設するものであること。

b 利用対象者は、当該地区の住民であること。

c 管理運営規程の定めるところにより、町内会、自治会等の自治組織によって運営され、適正な維

持管理が行われるものであること。

d 対象とする利用者の利便を考慮した位置に設置されるものであること。

e 敷地の面積及び予定建築物の床面積は、利用対象者数、利用目的等に照らして過大なものでないこと。また、必要と認められる駐車スペースが確保されていること。

f レジャー的な施設その他の目的の施設と併用されるものでないこと。

2 経過措置等について

(1) 本条例は、開発許可等の基準に関するものであって、許可自体は都市計画法第29条第1項又は第43条第1項の規定に基づき行われるものであることから、経過措置は設けていないものであること。

よって、条例施行日前に同法第34条第10号ロ又は同法施行令第36条第1項第3号ホ該当として申請があったものであっても、条例施行日以後は同法第34条第8号の4又は同法施行令第36条第1項第3号ハ該当として許可して差し支えないものであること。

(2) 条例施行日前に許可した分家住宅については、従前どおり開発審査会に報告する必要があること。

(3) 収用対象事業の施行による移転であっても、市街化区域から市街化調整区域への移転については、市街化促進のおそれ、市街化区域内における移転の困難性等を個別具体的に審査する必要があることから、引き続き開発審査会の議を経る必要があること。

19都第3546号
平成19年11月14日

県北建設事務所長
県中建設事務所長 様
会津若松建設事務所長

土木部長

都市計画法の一部改正に伴う同法第34条第1号に関する
開発許可制度の運用について（通知）

都市計画法の一部改正（平成19年11月30日施行）に伴い、開発許可が必要となる社会福祉施設、医療施設、学校の公共公益施設について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、適切な事務処理をお願いいたします。

なお、管内の関係市町（中核市及び事務処理市を除く。）には、貴事務所から周知願います。

記

1 立地基準

主として開発区域の周辺の市街化調整区域に居住している者の利用に供する施設であるかどうかの観点から適切な位置に設けられているものであること。

(1) 距離要件等

ア 社会福祉施設

当該開発区域が市街化区域から道程でおおむね1km以上で、かつ、既存の集落内に存すること又は既存の集落からおおむね1km以内に存すること。

なお、既存の集落とは、半径500mの円内に、おおむね50戸以上の人家が存する集落とする。

イ 医療施設

当該開発区域が市街化区域から道程でおおむね1km以上で、かつ、既存の集落内に存すること又は既存の集落からおおむね1km以内に存すること。

ウ 学校

距離要件等なし

(2) 接道要件

当該開発区域の敷地が原則として幅員6m以上の国県市町村道に接すること。

(3) 土地利用計画への適合

当該市町村の都市計画マスタープラン等の土地利用方針に照らし支障がないものであること。

2 対象となる建築物

都市計画法施行令第29条の5に規定する建築物で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。

- (1) 主として当該開発区域の周辺の市街化調整区域に居住している者が利用する次に掲げる施設である建築物

ア 学校（小学校、中学校、幼稚園）

イ 診療所

ウ 助産所

エ 保育所等通所系施設である社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設

(2) 入所系施設である社会福祉施設の用に供する建築物で、主として当該開発区域の周辺の市街化調整区域に居住している者、その家族及び親族が入所するためのものであること。

3 申請者の資格等

法人の設立、施設の設置、営業等について個別法により許認可等を要する場合は、申請者が当該許認可等を受けているか、確実に受けられる見込みがあること。

4 敷地の規模

当該施設（上記2の（1）のアの学校を除く。）の敷地面積が、3,000㎡以内で、当該施設の利用対象人数等を勘案して適切な規模であること。